

平成19年6月
勝浦市議会定例会会議録（第2号）

平成19年6月13日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 西 川 幸 男 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 関 重 夫 君
税 務 課 長 藤 平 光 雄 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
清 掃 セ ン タ ー 所 長 黒 川 義 治 君	福 祉 課 長 田 原 彰 君
都 市 建 設 課 長 守 沢 孝 彦 君	農 林 水 産 課 長 藤 江 信 義 君
観 光 商 工 課 長 鈴 木 克 己 君	水 道 課 長 岩 瀬 章 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君
社 会 教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 関 修 君	議 事 係 長 目 羅 洋 美 君
---------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第2号
第1 一般質問

開 議

平成19年6月13日（水） 午前10時00分開議

○議長（末吉定夫君）ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○議長（末吉定夫君）日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により、順次質問を許します。

最初に、水野正美議員の登壇を許します。水野正美議員。

〔15番 水野正美君登壇〕

○15番（水野正美君）私は、今回の一般質問では、大きく4点にわたって質問いたします。1つは、ごみの有料化について、2つとして、市の国民健康保険事業について、3つとして、勝浦市の文化会館問題について、4つには、仮称地区別市民懇談会の定期開催についてであります。それでは、通告いたしました順序に従って質問します。

まず最初に、ごみの有料化についてであります。

勝浦市は、平成18年11月27日に環境審議会を開催し、ごみの有料化について提案いたしました。資料によりますと、その第1項、ごみ手数料有料化の検討についてでは、有料化の必要性について、次のように述べております。「市は、平成12年に指定ごみ袋制を導入したが、ごみ搬入量は平成13年以降もふえ続け、ごみ質も年々多様化している。このため、ごみの排出削減、分別の徹底・資源化による資源循環型社会をつくり上げていくため、さらなるリサイクル施策が必要であり、そのための費用を捻出する必要がある。一方、夷隅郡市内では、勝浦市を除くすべての市町が有料化の導入済みであり、越境ごみ対策も考慮する必要がある」、このように述べた上で、「廃棄物をより多く排出する者がより多くの費用を負担するという受益者負担原則を導入し、ごみ減量・リサイクルの一層の推進を目的としたごみ処理費用負担制度を検討する」としています。

そして、10項目に及ぶ有料化に伴う検討事項を上げております。その中には、手数料の徴収方法、手数料の額、有料化制度の実施方法などを上げながら、第5項の減免措置については、「経済的弱者への対策は検討する必要がある」として、「勝浦市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条の手数料及び費用の減免を引き続き実施することが必要」と述べております。

さらに、第10項、制度導入スケジュールについては、「市民からの意見聴取、議会審議、有料化実施のための準備行為等の手続や啓発期間を考慮して実施するよう準備する。市民に理解を得られやすい制度とするとともに、市民の十分な合意を得た上で実施する」としております。

本年2月22日の環境審議会では、さらに踏み込んで、①徴収方法、②ごみ指定袋の種類及び規格、③有料化制度の実施方法、④手数料の額等についてそれぞれ案を示すとともに、⑤として、

減免措置については、前回同様、条例第10条の適用、⑥では、導入時期は夏季を過ぎ観光客が減少し落ち込んだ時期、つまり秋に導入する方針が示されております。

注目すべき点は、⑤項の減免措置についてでは、条例第10条、市長は、天災その他の事情によりやむを得ないと認める者に対して、手数料及び費用を減免することができるとしていること、また、③項の有料化制度の実施方法では、経済的弱者への対策を検討する中で、生活保護の受給世帯については、現在の生活保護の基準生活費の中で賄えると判断されており、近隣市町においても特に実施されていないことから、特段の配慮はしないとしていることであります。では、ここで言う経済的弱者は、天災その他やむをえない事情によるものだけか、大いに疑問とするところであります。

そこで、質問いたしますが、第1に、ごみ有料化の理由について、夷隅郡市ではすべて有料化されている状況のもとでの越境ごみ対策という理由とともに、資源循環型社会に向けてさらなるリサイクルを推進する施策が遂行される中で、その費用を捻出する必要性が生じていると述べているが、ごみの一層の減量と、さらなるリサイクルを推進するための施策として、どのような事業計画があるのか、それに要する費用はどのようなものか、お示し願いたいと思います。

第2に、環境審議会が開催された昨年11月27日から今年の2月22日までの3カ月の間、どのように市民からの意見聴取や議会の審議があったのか。この間、議会は12月定例会があったのみであります。ご説明をいただきたいと思います。

第3に、啓発期間を考慮して実施するとしながら、市民の理解が必ずしも十分得られていない状況のもとで、実施時期について、夏を過ぎて観光客が減少する時期と、かなり具体的な時期を提起していますが、この短い期間で準備行為の手續や市民への啓発期間が十分と考えているのか。そもそも市民からの意見聴取と市民を啓発することは意味が違います。ここで言う市民の意見聴取とは、ごみ有料化を導入することの是非や、導入するに当たっての市民の意見を聞くことであり、啓発とは、気がつかないところ、足りないところを教え導くことであって、この場合は、市民に決定事項を周知徹底することであり、市民の意見聴取とは意味が異なります。私は、市民の意見聴取とは、政策決定に当たって市民の意見を聞くことであって、決定されてから意見を聞くことではないと思うのであります。市は、政策決定に当たって、市民の意見聴取というが、啓発だけを考えているのではないか。市長の見解を求めるものであります。

第4に、経済的弱者について、どのように考えているのか。生活保護世帯は、ここで言う経済的弱者には当たらない。となると、減免の対象となる「市長が認める天災その他やむを得ない事情」とは、具体的にどのような場合か、お示し願いたいと思います。

第5に、勝浦市民で生活保護の基準生活費以下の年金受給者は何世帯・何人いるのか、お示しいただきたいと思います。

第6に、私は今のままではとても市民に理解の得られやすい制度とは言えないと考えるものでありますが、市民に理解の得られやすい制度にするとともに、市民の十分な合意を得るために、市はどのようなことを考えているのか、明らかにしていただきたいと思います。

次に、市の国民健康保険事業についてであります。

1つは、市の国保税についてであります。私は、3月下旬にある市民から提言をいただきました。これは、昨年10月に私が発行した市政報告で取り上げた市の国保税の記事を見て、深刻な事態であると認識し、いすみ市に赴いて、いすみ市の旧3町と勝浦市の国保税の比較をしてもらっ

たとして、その資料、計算表を届けてくれたのであります。そして、勝浦市の異常に高い国民健康保険税の現状を指摘し、この窮状を払拭する努力を要請された次第であります。私は、念のために市の担当課にお願いして試算をしていただいたところ、そのとおりであるとのことでありました。

その資料によれば、夫婦2人世帯で、所得287万910円、したがって課税標準額は221万910円となりますが、この医療分の国保税は、勝浦市で年間34万4,500円、これに対して、不均一課税が行われているいすみ市の一番高額な旧大原地区との対比では、勝浦市が10万5,300円高く、一番低い夷隅地区との比較では、勝浦市が14万1,500円も高くなっております。この人は、いすみ市が旧3町の国保税に大きな開きがあり、一気に統一課税となると市民の理解が得にくいと考え、当面、不均一課税とし、その格差を縮小するために、一般会計から平成18年度に1億6,045万5,000円、平成19年度には1億7,600万円もの法定外繰出金を支出せざるを得ない状況は理解していないようであります。

そして、市町村合併をすれば勝浦市の国保税が軽減されるかのごとき幻想を語っておりますが、それはともかく、勝浦市の国保税が非常に高く、市民にとって過重な負担であることは間違いありません。

ところで、勝浦市の国保税は毎年改定され、今や県内では最高額に達しております。しかし、平成17年度決算では、単年度収支1億1,506万円であり、前年度繰越金を除いた単年度実質収支も9,061万円ありました。この1億1,506万円が平成18年度に繰り越されているにもかかわらず、平成18年度ではさらに国保税の値上げを行い、平成18年度決算では、財政調整基金に5,000万円を積み立てた上で、1億9,120万円の实質収支が見込まれていると聞いております。基金積立金5,000万円と合わせると、実に2億4,000万円もの剰余金が発生することになります。前年度繰越金1億1,506万円を差し引いても、平成18年度の単年度実質収支は1億2,600万円を超えることとなります。これが平成19年度に繰り越されることとなります。これでは、勝浦市は国保税が高い上に、余分に取り過ぎていると言われても仕方がない状況と言えます。

そこで、何点か質問いたしますが、第1に、平成17年末の段階、つまり平成18年当初予算を組む段階で、平成17年度の実質収支が1億円程度あるとは想定できなかったのか、ご説明をいただきたいと思います。

第2に、平成18年3月議会で再度の大幅値上げを行ったが、平成17年度決算が明らかになった段階でも、国保税の改正も、したがって国民健康保険特別会計について何の補正の措置もとらず、結果として平成18年度決算では、先ほど申し上げましたように5,000万円の財政調整基金を支出した上で、1億9,000万円余りの実質収支が発生したことについて、適切な財政運営であったのか、市長の見解を求めるものであります。

第3に、仮に市の国保税を繰越金1億円相当額減額した場合、市民の国保税は現在よりもどの程度軽減される計算になるのか。

第4に、今後、国保税をどのようにするのか、市長の見解を明らかにしていただきたいと思います。

国保税の2つの問題であります。現在の国民健康保険制度についての市長の見解と、今後の対応についてであります。今の国民健康保険制度は、もはや国の制度としては成り立っていないところまできていると思うのであります。それは、①として、事業自治体を規模の大小を問わ

ず市町村としたため、高齢化問題や高額医療など、リスクを分散できないこと。このことは、来年から始まる後期高齢者医療制度が、その内容の是非は別にしまして、事業主体を県単位の広域連合にしたことは、国が現在の国民健康保険制度の欠陥を認めたことにほかならないと思われます。

②として、国は1984年に国民健康保険法を改正し、国の負担金を大きく削減したため、大幅な国保税の値上げとなり、高齢化による医療費の高騰に加え、過疎化し、財政力の弱い自治体は、国保税の軽減を図るための一般会計からの法定外繰出金を負担し切れないなどから自治体間の格差が広がる傾向にあること。

③として、被保険者の社会的階層が大きく変化し、当初、農業・自営業中心の現役対象から、無職者、不安定雇用、失業者、退職者、高齢者へと中心が移っていったため、担税能力が小さい上、受診機会の多い階層が中心となり、したがって医療費がかさむ結果となっております。こうした傾向は勝浦市に特に顕著にあらわれていると思われます。

これは平成17年12月末現在の古いデータですが、勝浦市では、人口2万2,787人、世帯数9,847世帯に対して、国保加入人口1万781人、国保加入世帯5,410世帯となっております。そして、保険税減額適用世帯は2,547と、加入世帯の47.08%を占めております。

平成18年度から軽減措置を従来の6割・4割から7割・5割・2割に移行いたしました。平成17年度の軽減措置補てん額は2,482万6,000円、7割・5割・2割軽減することによって1,299万8,250円増額し、3,782万4,250円、これらはいずれも当初予算による比較であります、このようになっております。

保険税を減額した額の補てんは、国・県4分の3、市4分の1ですが、一般会計からの法定内繰出金もこのようにふえているのであります。被保険者の半数が正規の保険税を払えずに軽減措置の対象となるような国の事業は、制度としては完全に破綻していると言えましょう。本来は国の制度でありますから、国の責任において運営されるべきであります。国はそれを放置している現状であります。このため、被保険者、とりわけ低所得者には負担が大きいのしかかり、市の財政も圧迫されております。

こうした状況から脱却する道はどこにあるのか。その方法として、可能かどうかは別にしまして、市は国に国保事業の事業主体となることを返上できないか。国民年金のように国の責任において処理してもらうことであります。

もう一つは、市民福祉の増進を本旨とする地方自治体として、国の責任放棄に対して、国になりかわって一般財源から相当額の財源を投入して、被保険者の保険税負担を軽減することです。勝浦市にとってそれがどれだけ可能かは議論の余地があります。一般会計からの多額の法定外繰出金は他の事業に著しい影響を与えることから、単に国保特別会計のみならず、市の財政全般及び勝浦市の事業計画、大きくは総合計画・基本計画を含め、総体的・多面的な検討が必要であり、同時にそれについての市民の理解が必要であります。

3つには、やむを得ず国の制度に従って運用するという考え方です。

市長は、市の今後の国保事業のあり方について、どのような見解をお持ちか。現状認識と、今後国への働きかけなどを含めて、どのように対応していく考えか、お示しいただきたいと思っております。

次に、勝浦市の文化会館について質問いたします。

勝浦市の市民会館は昭和41年に建設され、以来、築後41年を経過し、施設の老朽化に伴い、この改築がかねてより市民の強い要望として出され、市長も市民の文化活動の拠点として、その必要性を強調してきたところであります。ただ、国の財政援助もなくなった昨今、建設のための財源手当の見通しが立たず、後期基本計画でも、「市民の芸術・文化活動の拠点として市民文化会館の建設を推進する」という表現にとどめてきたと思われまます。そして、この間、勝浦駅北口周辺土地利用計画を策定し、3億円でこの土地を購入しました。そして、平成13年3月に文化会館建設検討委員会を設置し、平成15年3月に検討委員会の報告書が提出されました。

それによれば、①建設位置は勝浦駅北口周辺が妥当。②文化会館は総合計画期間内、つまり平成22年までが望ましい。③施設の規模は現在と同等の800席程度。④公民館との併設が望ましい。という内容のものであります。

そして、市長は、議会答弁でも幾度となく、この検討委員会報告を尊重すると答弁しております。しかし、本年2月末に岡設計事務所から市民会館・中央公民館の耐震診断についてイエローカードが出されました。ただし、耐震補強により今後20年程度の使用が可能、費用は3億円程度というものであります。そして市長は、3月議会で突如として、市民会館・公民館は耐震補強で対応する方向で検討すると方針変更しました。そうすると、駅裏の土地を購入し、ここに文化会館を建設するという検討委員会の報告及びそれを前提とした基本計画との整合性等を含めて、この間の経過との整合性についてどうなるのか、いろいろと整理しなければならない問題が生じてくると考えます。

そこで、質問するのでありますが、第1に、どのような議論を経て方針変更になったのか。この間の取り組みの経過との整合性について、どのように説明するのか、市長の見解を求めるものであります。

第2に、耐震補強工事は、市民会館及び中央公民館で、それぞれどのくらいの経費を必要とするのか。耐震補強となると、その後の耐用年数は約20年、改築では50年から60年と見込まれます。また、耐震補強では、現在の840席規模の文化会館となりますが、冷暖房等、その後の施設維持管理経費等を含めた検討は行っているのかどうか。

第3に、国庫補助を期待できない状況の中で、財源手当をどのように考えているのか。

第4に、耐震補強か改築かについて、文化会館と中央公民館をセットで検討するのではなく、分けて検討する考えはないか。

第5に、多額の財源を必要とするこの事業に当たっては、幅広い市民的な議論が必要であり、議会としても特別委員会を設置して集中的に検討すべきと考えるものでありますが、市長は、今後どのように検討し、結論を出していくのか、見解をお聞きしたいと思います。

質問の最後になりますが、地区別市民懇談会の開催について、市長の見解をお聞きしたいと思います。

市長は、初めて市長選挙に立候補した8年前からずっと「市民こそ主人公」を基本理念に掲げ、市政に取り組んできたと思われまます。3期目の今回の市長選挙においても選挙公報で、私は、常に市民こそ主人公という基本理念に沿って、市民が望むまちづくりに真正面から取り組んでまいりましたと、このように述べています。

今、地方自治体はどこでも、国のいわゆる三位一体の改革による地方交付税の削減や、事業費・各種補助金の削減などにより非常に厳しい財政状況にあり、加えて格差社会の拡大が言われ

ているとおり、都市と地方の格差を初め、市民生活分野においてもさまざまな格差が拡大し、過疎化・少子高齢化した地域ほどその矛盾が激しくなっております。

こうした状況のもとで、市民が望むまちづくりをどのようにつくっていくのか。そもそも市民がどのようなまちづくりを望んでいるのか。それをどのように把握し、行政に反映させていくのかが問われていると思います。「市民こそ主人公」を単なるスローガンに終わらせることなく、この理念を政策として実現させていくための物質的基礎が必要であります。

勝浦市の財政規模はせいぜい一般会計で70億円程度であります。この脆弱な財政状況のもとで、多様化した市民の行政需要にこたえていかなければなりません。この間、市は、各種の産業振興施策を推進するとともに、この1、2年間をとってみても、勝浦小学校の改築、児童館の開設、市内循環バス路線の拡大等に取り組んでまいりました。

平成19年度当初予算でも幾つかの新規事業が見られます。後期高齢者医療制度にかかわる事業4,500万円、これは市がほとんど持ち出しの国の事業で、国からの補助金はせいぜい700万円以下と伺っておりますが、これを筆頭に10項目余りあります。ほかにも、継続事業の拡大として、乳幼児医療費助成事業を就学前児童へ拡大することによって新たに950万円の予算が追加され、従来の事業費と合わせて1,900万円が計上されました。また、総野地区に放課後ルームを開設することに伴い、417万4,000円が追加計上されています。さらに来年には、上野地区に放課後ルームの開設が予定されているのであります。

一方、2月には、市民会館・中央公民館の耐震診断で、先ほども申し上げましたようにイエローカードが出されております。平成19年度対応と言われている広域ごみ処理施設建設問題も宙に浮いたままであり、そのほかにも早晩対策を講じなければならない老朽化した公共施設がたくさんあります。

わずか70億円にも満たない財政規模で今までの事業を継続しながら、新たな行政需要にこたえることが困難なことはだれの目にも明らかであります。あれもこれもできないとすれば、当然、事業選択が必要であります。事業の優先順位を策定するに当たって、市民の意見、要望を正確に把握し、市民の理解を得ながら、限られた財源を市民のためのまちづくりに生かすこと。そのために、仮称ではありますが、市民懇談会の定期的開催が、「市民こそ主人公」の基本理念を具体的施策に生かす一つの方法と考えるものであります。

この市民懇談会は、市民の要望を聞くにとどまらず、市の事業について市民に理解を求める場としても、さらには、例えば今後起こるであろう市町村合併についても、市民の忌憚のない意見を聞く場としても極めて重要と考えるものでありますが、これについての市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

なお、そのほかに、この基本理念を具体化する別の施策を考えているとしたら、その点について具体的にご披露くださるよう要請いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

○議長（末吉定夫君）市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君）ただいまの水野議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、ごみの有料化についてであります。第1点目の、ごみの一層の減量と、さらなるリサイクルを推進するための施策として、どのような事業計画があるのか、それに要する費用はどのようなものかというご質問であります。ごみの一層の減量と、さらなるリサイクルを推進す

るための施策といたしましては、現在でも可燃ごみの中に紙類等が多く含まれており、これらの分別をさらに推進し資源化を図り、あわせてごみの減量化を推進してまいりたいと考えます。

なお、これらの経費といたしましては、ごみ減量化促進事業として、生ごみ処理容器や処理機械などの購入者に対しての補助金、また、金物等不燃物も年々増加傾向にあり、これら処理保管場所の改修事業等に要する経費が見込まれるところであります。

第2点目の、昨年11月27日に開催した環境審議会から本年2月22日の環境審議会の間における市民からの意見聴取及び議会の審議があったのかというご質問でございますが、この間につきましては、特に実施しておりません。

第3点目の、実施時期を今秋としているが、短い期間での啓発と市民の意見聴取ができるのかというご質問であります。実施時期につきましては、平成19年度中の導入を視野に入れて検討を行ってきた中で、環境審議会では、その時点における最短のスケジュールをお示ししたものであり、観光地という条件等を考慮して提案したものであります。

実施時期につきましては、今後も市民の意見聴取の場を設けるとともに、市民が参加する各種会議、行事等の場をお借りし、ごみの一層の減量と、さらなるリサイクルを推進する上で、ごみ処理の現状を認識していただくためにも、十分な準備期間、周知期間を考慮し、次年度以降の実施を目標に検討を重ねてまいりたいと考えます。

第4点目の、経済的弱者について、どのように考えているのかというご質問であります。経済的弱者の考え方につきましては、明確に判断できるものとしたしましては、生活保護世帯であると考えます。

また、減免の対象となる「市長が認める天災その他やむを得ない事情」の具体的な例といたしましては、天災については、地震、風水害による被害を受けた被災者を救済するものであり、その他やむを得ない事情につきましては、現在、有料化を実施している市町村の対応等から判断いたしますと、火災により生じたごみ、不法投棄されたごみの処理や地域の環境美化のために実施されたボランティア活動等、善意の行為によって発生したごみ、経済的弱者等が考えられます。

第5点目の、勝浦市民で生活保護の基準生活費以下の年金受給者数についてのご質問ですが、これにつきましては、345人です。

第6点目の、市民の理解を得られやすい制度にするとともに、市民の十分な合意を得るためにもどのようなことを考えているのかというご質問ですが、市民の理解及び合意を得るためには、現状のごみ処理の状況を初め、施設の運営状況、さらには市の財政見直しを含む諸問題についての説明を行い、幅広い意見の聴取を行ってまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険について申し上げます。

1点目の、平成18年度当初予算編成段階での繰越金の想定ですが、平成17年度の繰越金につきましては、財政調整交付金が予算を上回って交付されたこと、また、保険給付費の伸びが予測を下回ったことが主な要因であります。

財政調整交付金につきましては、確定が3月末であること、また、保険給付費につきましては、当初予算編成時には予算不足が見込まれており、平成18年3月定例会におきまして9,162万8,000円の補正予算を行ったこと等から、約1億円の繰越金の想定が困難であったものであります。

2点目の平成18年度の財政運営についてのご質問ですが、平成17年度決算見込みが明ら

かとなった段階におきましては、所得の状況も踏まえ、国民健康保険税率の改正につきまして検討いたしましたところ、所得の落ち込み、徴収率の低下傾向から、当初予算額を下回ると見込まれ、この財源をどこに求めるかということで思案いたしまして、財政調整基金が枯渇した状況では、繰越金の留保により対応せざるを得ないと判断し、当初予算で見込んだ税率でお願いすることといたしました。

3点目の繰越金1億円を国民健康保険税へ充当した場合の影響ではありますが、平成18年度当初予算数値をもとに積算した場合の一般被保険者分についてお答えいたしますと、1世帯当たりで約1万7,850円、1人当たりで約9,070円の減額が見込まれます。

4点目の、今後の国民健康保険税への対応ではありますが、議員ご指摘のとおり、18年度国保事業勘定の決算見込みで約2億円の繰越金が見込まれますので、所得の状況を踏まえ、繰越金の一部を充当し、国民健康保険税を引き下げる方向で考えてまいりたいと思います。

次に、国民健康保険制度についての見解と今後の対応ではありますが、当該制度の現状につきましては、議員ご指摘のとおり、自営業者や農業者のための保険として出発した国民健康保険が、高齢化の進展や雇用形態の変化等により、無職者やパート等の被用者の保険に変質するという構造的な変化があり、全国でも国民健康保険税軽減対象が950万世帯、国民健康保険加入世帯の38%にも及ぶという現状から、国民健康保険制度は既に破綻しているという説も否定できないものと考えます。

しかしながら、国民皆保険制度を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくことは必要なことであると認識しておりますので、都道府県単位による国民健康保険制度への転換等、医療費の適正化に向けましても、医療法に関与している機関が責任を持つことが適切であると考えます。

したがいまして、今後も、全国市長会等を通じて、国民健康保険の長期安定的な運営の確保を図る観点から、各種医療保険制度の負担と給付の公平化を推進し、財政基盤の強化を図るため、国を保険者とする医療保険制度への一本化等、抜本的改革を早期に実現するよう働きかけてまいりたいと考えます。

次に、市民懇談会について申し上げます。

市民との懇談につきましては、特に市内全区を対象として定期的には開催は行っておりませんが、ご承知のとおり、介護保険制度地域説明会を初め、ごみ分別収集実施時の説明会、火葬場の改築に当たっての地元説明会、最近では墨名区との懇談会等を実施し、市民の理解と意見をいただくよう努めてまいりました。

ご質問の市民懇談会につきましては、地域や団体などから要請、あるいは特に行政運営執行上、市民からの意見聴取、または合意を得るようなものについては、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で水野議員の一般質問に対する答弁を終わります。

なお、勝浦市文化会館の問題につきましては、教育長より答弁いたさせます。

○議長（末吉定夫君）次に、松本教育長。

〔教育長 松本昭男君登壇〕

○教育長（松本昭男君）ただいまの水野議員の一般質問に対し、お答えいたします。

1点目の市民会館・中央公民館について、耐震診断に基づき、改築ではなく耐震補強の方針の

ようだが、どのような経過でそうなったのか、従来の方針との整合性についてのご質問であります。議員ご承知のとおり、平成15年3月に仮称勝浦市文化会館建設計画検討委員会委員長より、建設の位置として、勝浦駅北口周辺に、建設時期として、土地利用計画（案）の文化プラザゾーンの施工時期が第1期第1段階施設という最も早い時期に設定されていることから、そして勝浦市総合計画が平成22年度で終了となることから、総合計画の期間内の早い時期での建設が望ましい等の答申をいただきました。

この答申に基づき、仮称勝浦市文化会館の建設計画が総合計画、基本計画に位置づけられたわけですが、市といたしましては、財政状況等を勘案して、仮称勝浦市文化会館が建築されるまでの間、市民会館・中央公民館を耐震補強し、耐震力を上げ、保持するという考えのもと、3月議会において、市民会館・中央公民館は耐震補強で対応する方向で検討すると答弁をいたしました。

しかしながら、この問題については、議会においてさまざまな意見がございましたので、いろいろな角度から検討するため、その後、耐震診断を実施いたしました株式会社岡設計の技術者を交え協議をし、検討しておるところでございます。

2点目の、耐震補強の場合、どのくらい経費を必要とするかとの質問でございますが、3月議会では、耐震診断を実施いたしました株式会社岡設計の話として、耐震補強に要する経費については、市民会館・中央公民館の強度補強で1億5,000万円、強度補強を行う前段として必要な壁等の改修工事費として1億5,000万円、合計3億円として答弁いたしましたが、あくまで概算金額とのことで報告をいたしました。

その後、株式会社岡設計の技術者を交え、耐震補強についていろいろと協議した結果、市民会館は2億2,000万円、中央公民館については1億円という金額がかかるという話でございました。ただし、この金額についても詳細な調査を実施した場合、金額の変更が生じるとの話でございました。

また、耐震補強を実施し、冷暖房等、差しさわりのある設備や躯体を改修した場合、市民会館では8億円、中央公民館では1億5,000万円がかかると岡設計の話でございました。

3点目の、財源をどのように考えているのかというご質問でございますが、現行制度では補助金はございません。したがって、起債及び一般財源による対応を考えております。

4点目の、文化会館と公民館を分離して改築・耐震工事を検討すべきと考えるが、市長の見解を求めるとご質問でございますが、今後、検討していく中で、これらについて考えてまいりたいと思います。

5点目の、多額の財源を必要とするこの事業は、さらに幅広い市民的な議論が必要であり、議会としても特別委員会を設置して議論すべき問題と考えるが、行政側としては、今後どのように検討し、結論を出す考えか見解を求めるとご質問であります。市といたしましては、昭和40年当時、現在の市民会館・中央公民館を建設するため、市議会と市民代表で構成する建設委員会を設置し、検討いたしました経過がございますので、今後、このような建設委員会を設置して検討していきたいと考えております。

以上で水野議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（末吉定夫君）ほかに質問はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君）いろいろとご答弁いただきましたが、ごみ有料化の問題については、生ごみ

の処理用具の補助、あるいは金物の保管場所などが出されているのですが、私、率直に申し上げて、やはり財源をどこかで確保しようとする結果だというふうに私は理解しているのです。いろいろ理由つけるのだけど、こういうことは今までだって必要だったわけだし、これは今回だってやれると。別にこれだけに使われるわけではないだろうというふうに思います。もっと勝浦市の財政計画の中で運用される問題だというふうに私は理解しているのですが、一応、ご答弁はご答弁として伺っておきたいと思います。

ところで、平成18年11月審議会で、ごみ処理費用負担制度導入計画スケジュールについてというところでは、市は、家庭ごみ処理費用の負担を求めるに当たって下記の点に留意するとして、さきにも述べましたけれども、市民からの意見聴取、議会審議、有料化のための準備行為等の手続や啓発期間を考慮して実施すること、市民の理解の得られやすい制度とするとともに、市民の十分な合意を得た上で実施するということを言うておりましたがけれども、一方で2月の審議会ではかなり突っ込んで、そういう方向でやるということを決めてしまったみたいですね、ずっと読み返してみますと。だから、私の第1回目の審議会の資料と、2回目の資料、2月22日の資料を見比べると、もう既に市は走り出してしまっている。先ほど質問したところでは、審議会が開催された11月27日から2月22日までの間に市民からの意見聴取や議会の審議が行われたのかということについては、特に実施していない。今度は来年に延ばすと、こういうことを言っていたのですけれども、これは先ほど市長から答弁いただいたように、実施時期を単に延ばすだけではなくて、議論の出発点をもとに戻して、改めて市民の意見や議論をずっと積み重ねていくのだと、こういう受けとめ方でいいのかということについて確認をしておきたいと思います。

先ほどの答弁では、実施時期については、市民の意見聴取を図っていくなど、十分な準備期間をした上で時期を次年度に延ばしていく、こういう答弁だったのですが、そうなりますと、2月22日の環境審議会の資料では、市民の意見聴取や議会審議、あるいは市民の十分な合意を得るという文言がすっぱり抜けているのです。11月27日にはあった。2月22日はこういう言葉がすっぱり抜けてしまっている。だから私の理解は、もうこれは済んでしまって、そして2月22日に示された、あの原案で本年度中に突っ走るのではないかと、実はこういう危惧を抱いた。ただいまの答弁では、実施時期を先に延ばすのだと、そして市民の意見もよく聞く、こういうふうに言っているので、そうなりますと、11月27日の審議会のあの資料に逆戻りをして、ここでまた市民の意見聴取や議会の審議を十分受けとめて、それで実施を先に延ばす。つまり、実施時期だけを延ばすのではなくて、議論の出発点を11月段階に戻していったら、そこでやるのだと、こういう理解でいいのかということですね。この点についてご答弁をいただきたい。

もう一つは、そのために市民の意見を十分聞いて、議会の議論も受けとめた上で、来年度に実施を延ばすということであるならば、では、市民の意見をどういう形で十分聴取していこうとしているのか。先ほどの答弁だと、火葬場の改築に当たっての地元説明会だとか何かの折に、ついでに市民と話す機会がありましたという程度であって、私は真剣になってこの問題について市民の意見を聞くという形にはなっていないのではないかとと思うのですが、そういう点で、これは来年に延ばすというのであれば、その延ばしている間に市民の意見を聴取する、それがどういう形で、どういう場で聴取するのか、お答えいただきたい。

私が何でこんなことを言うかということ、最後の地域懇談会の問題にも、市長の「市民こそ主人公」という政治姿勢、基本理念、こういうものを実際に行政の中に生かしていくためには、政策

が決定されてしまってから市民に啓発すると、決定事項を市民に啓発して協力してもらうという考え方だけではなくて、政策形成の過程から市民の意思や意見が市政に反映されるような、そういうシステムを考えていくべきだろうということを、私は大きな4番目の質問でも申し上げているのですが、そういう立場から言いますと、ごみの有料化を決定する、こういう方向性を市として考えて、この方向でやりたいのだというのはいいです。だけど、それがどういうふうな形で、どういうふうにやるのかということを受けとめる、議論する、市民の意見を聞く場として、政策が決定されてしまった段階だけでなく、形成過程から市民の意見を徴すべきだ、こういうふうにご考慮されているのですが、そういう意味からも、2回目の質問で先ほど述べたように、先送りしたら、先送りしたその間は、どういう形で市民の意見を聞くのか、その点についてお答えいただきたい。

それから、経済的弱者に対する配慮の問題ですね。生活保護基準だけで事柄をやっているのですけれども、経済的弱者は生活保護だけなのか。私、生活保護というのは一体どのくらいいただけるのか、担当へお伺いしましていろいろ教えてもらいました。そうしますと、生活保護というのはいろいろあるんですね。例えば生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、一番大きいのは医療扶助ですが、葬祭扶助、出産扶助などあります。驚いたことに、平成12年は該当世帯数で64世帯、人数で72人だったものが、平成18年は、実に136世帯、189人に膨れ上がっている。この生活保護世帯は、平成12年には1億9,205万円、つまり2億円弱だったものが、平成18年では3億円を超えている。つまり、1億円余り生活保護費がふえているんですね。この4分の1は勝浦市が負担、4分の3が国県の負担ですが、これはちょっと余談になります。

では、勝浦市の生活保護世帯はどんな基準で生活保護をいただいているのか。これは年齢があっていろいろ難しいから、私は一番単純な数値を計算しました。70歳以上で1人世帯の場合には月額6万2,130円になる。そうすると、年額は74万6,000円。年額74万6,000円くるとすると、これ以下の年金生活者は何人いるか。先ほど市長がお答えした345人という数値です。こういう数値なのですが、生活保護の受給者が、世帯が136、人数で189人、そうすると、この生活保護世帯よりもはるかに低い経済的弱者が345人もいます。これは70歳以上、独身の人の数だけですよ。70歳以下で老人夫婦の世帯もあるでしょう。私は担当課に大変にお骨折りをいただいた。議員は調べようがないのです。行政のこういうもののちゃんとしたデータがない。担当の職員の人たちにご苦労いただいて、こういう数字が出てきた。私はもっとあると思う。

しかも、年金生活者の人たちは年額18万円、つまり月額1万5,000円以上の人たちは、介護保険料が天引きされているのです。来年始まる後期高齢者医療保険も同じ基準で年額18万円、月額1万5,000円以上の人たちは全部天引きされるんですね。しかも、この人たちは保険料を払っている。医療費も払う。国保税も払います。ところが、生活保護基準の人たちは、国保税は免除になる、医療費も免除です。生活保護世帯だけを基準にして、この人たちは月額6万2,130円ですか、勝浦の場合、6万2,000円もらっている人たちは、この生活扶助の範囲で賄えるから考慮しないのだと、こういう言い方をしている。私はもっと市民の生活実態をきちんと行政は把握して対応していただきたいな、このように思うのでありますが、経済的弱者は生活保護世帯だけという認識なのか、あるいはもっと厳しい経済状況に置かれている市民が相当数いるということを認識しているのかどうか、この点についてお答えいただきたいと思います。

それから、負担の公平と受益者負担の導入についてであります。市民の経済的負担をできる

だけ少なくするということは、当然のことです。しかし、だからといって、受益者負担は全部だめなのか。私は必ずしもそう言い切れないのではないかというふうに思うのです。既に市が行っている水道事業も公共事業ですよ、これだって受益者負担です。同じ勝浦市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例を適用されているし尿処理の問題、これは36リットル 360円です。これを超えると1枚ずつ切符が切られる、重なっていくのです。これも経済的弱者については何の保証もしていない、検討もしていない。

今、問題になっているのは、家庭ごみの、経済的弱者について、上げるのなら上げるように、そういうものに対する配慮も検討した上で、総体として出してこないで、いきなり1袋50円だとか70円だとか出してきて、その間の検討の経過がほとんどない。これでは私は市民に理解をしていただく施策にはならないだろう、こういうふうに思うのです。ですから、これから1年先に実施を延ばして検討するのであるならば、仮に有料化するにしても、そういった総合的な問題をきちんと整理をした上で、一般家庭ごみとあわせて、し尿処理の経費についても、あわせて統一した、一定の理念として、同じような基準で扱わなければいけないのではないのか、このように思うのですけれども、この辺についても、今後検討していく上で、そういう点も含めて検討する用意があるかどうか、見解をいただきたいと思います。

2月22日の資料にもありますように、勝浦市の場合に、1トン当たりの処理費用は2万7,719円、45リットルの袋にすると、1枚当たりが267円かかっている、こういうデータも出ております。では、し尿処理は一体どのくらいかかっているのか。そして、し尿処理の36リットルを360円として決めた根拠はどこにあるのか。これが一般家庭ごみとのバランスの上で、あなた方は45リットルの袋で50円と考えているようだけれども、これとのバランスの上でどういう考え方を持っているのか、お答えいただきたいと思います。

それから、もう一つ、ごみの一層の減量と、さらなるリサイクルを推進するための施策、こういうことを言っているのですけれども、勝浦市の収集運搬体制、処理体制について、3月議会における児安議員の一般質問に対するセンター所長の答弁です。さらなる分別収集を検討すべきということではありますが、勝浦市の収集運搬体制、処理体制について申し上げますと、現在、14分別となっています。現在の収集体制の中で、いかにコストをかけないで、さらなる分別を検討しているところであるが、ごみの減量を考えると、現在のごみの中にプラスチックが入っている。これが人口1万人で約100トン出ると言われている。そうすると、勝浦市全体で200トン出のです。この処分料が1トン当たり10万円かかることから、約2,000万円の新たな歳出が生まれる。

これを燃してしまうと、焼却灰となると15トンになって、焼却灰1トン当たりの処分料が2万8,350円であることから、39万6,900円で済んでしまう。勝浦市の財政支出を考慮すると、非常に難しい問題であると認識している。いわゆる資源化貧乏にならないように注意しなければいけないということを、もっといっぱいありますけれども、こういうふうに言っているのです。

ここで言っていることは、プラスチックのようなごみは分別とすると金がかかるから考えものだ。売れば金になるような分別収集を考えていくこととあわせて、家庭ごみが有料となれば、必然的に分別が進むものと考えている、答弁を要約すると、このように言っているのですが、勝浦市で今、14品目で分別しているのですけれども、何らかの形でリサイクルされていると思うのですけれども、全体的にこのリサイクル状況はどういう状況になっているのか。循環型社会の推進という政策と資源化貧乏の関係はどういうふうに考えているのか。簡単に言ってしまうと、勝

浦市では分別収集したものがどのように有効に処理されているのか、ご説明をいただきたい。

これは大分前の話なのですが、業界が生産するペットボトルとリサイクルする能力がバランスがとれなくて、たしか川崎市だと思うのだけど、野積みされている。マスコミにもこれは取り上げられております。保管場所に困った自治体が焼却した。それがばれてしまって大騒ぎになったということが出ているのですけれども、勝浦市はペットボトルを初めとして、こういう問題はこういうふうになっているのか。まさかこんなことはないだろうと思うのですけれども、この点についても明らかにしていただきたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 水野議員の発言中ですが、11時15分まで休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水野正美議員。

○15番（水野正美君） 次に、国保の問題であります、答弁ではいろいろと、2億4,000万円もの剰余金が出るに至った経過について、当時の平成17年度末の事情など、ご答弁いただきましたけれども、私はどうも納得できない。皆さん方、プロなのだから、もう少しきちとした先行きを見て、それでなくても勝浦市は国保税が高いのだと、こういうふうに言われているわけですから、できるだけ精査をしながら、市民に国保税の負担をかけないように努力をすることが、やはりプロとして当然ではないかな、そんな気がします、それは水掛け論になりますから、そのことについては問いません。

18年度の当初予算の数値から推測すると、1億円程度、国保税の中に入れるということになりますと、1世帯1万7,850円、1人当たり9,070円の減額になるということで、繰越金の一部を充当しながら引き下げる方向で考えていきたいということでもありますから、ぜひともそういう形で、この7月の臨時会では、少なくともきちとした見通しを立てた減額措置、補正措置をとっていただきたい、そのことをご要望申し上げておきたいと思います。

あと、国保制度に対する市長の見解については、私もほぼ同じような意見でございます。ぜひそういうような方向で頑張って、市長会、あるいは機会を見て努力をしていただきたい、このように思います。

それから、次の勝浦市文化会館の問題ですが、いろいろご説明をいただきました。率直に申し上げて、私は初めから、1億5,000万円、1億5,000万円、3億円で、あの中央公民館、市民会館が補強工事で20年程度もつと、それで、それが使いものになるなどというふうには思っていなかった。当然、内装だとか音響だとか、いろいろな問題がある。今日の答弁を聞きますと、市民会館から8億円、公民館から1億5,000万円、こういうことを出されたわけですね。そのくらいは最低でもかかるだろうと、私は率直に申し上げて、このような数値になるだろうというふうに思います。

問題は、市がどちらの方向を向いているのかということなのです。市長の答弁を聞いても、意見を聞いて、いろいろと検討して対応していきたいということですが、もう既に3月の議会の同僚議員の一般質問、あるいは質疑の中で、もう行政側の腹は決まってしまったと、私は答弁を見て、そういうふうに思うのです。岡設計から出された耐震補強の方法をもとに今後考

えていくと、このような方向で進めるのが勝浦市の財政状況からいって身の丈に合った方法だ、教育長はそういうふうと言った。今後、改修の方向ではなくて、改築ということもあるけれど、いろいろと検討の結果、改修、つまり耐震補強の方向に進むのがいいのではないかという一応の結論が出まして、その結果、改修の方向で説明をさせていただいた。設計その他の調整については、平成19年の補正で考えてまいりたい、こういうふうに言っている。その一方で、こういうふうにはっきりと耐震補強にかじを切った。つまり、総合計画、実施計画を白紙に戻して、文化会館建設検討委員会の答申も否定をして、こういう方向にかじを切ったということを3月議会の中で教育長、答弁しているのではないですか。一方で当時の企画課長は、庁議を開いた上で、総合計画の見直しについても、総合開発審議会に諮るなりの方が必要だと。つまり、手続が全然何もやられてないということを企画課長が答弁している。一体、勝浦市の文化会館、どうするの。これではわからない。あなた方の向いている方向がわからない。

私は、もっともっとこれは多面的に検討しなければいけない問題だというふうに思います。図らずも市民会館は8億5,000万円ぐらいかかるだろうと、こういう答弁も一部あった。公民館が1億5,000万円。1億5,000万円かけるのだったら、市民会館と公民館は分離して考えて、安く補強で運用できるものならそれでやりながら、しかし、市民会館は耐震でやって、建設方針は下げない、今あるものを補修して20年、20年補修したら、基本的な本体の文化会館建設計画というのはどこにいつてしまっているのか。これはまだ生きているの。20年間生かしておくの。話にならないのだよ、こんなことは。だから、耐震に切ったのなら耐震に切ったように、今までの計画を全部チャラにして、総合計画などは見直さなければいけないでしょう。生かしておくのだったら耐震というものをもう一遍、選定し直さなければいけないではないですか。ところが、もうそういう方向にかじを切ってしまった。一応の結論を出してしまったのです、あなた方は。どこに諮って出したのですか。庁内のどなたの集まりで出したのかね。市長、副市長、教育長ぐらいの一番トップクラスの判断なのか。その辺はわかりませんが。ですから、こういうことを検討するときに、私はもっともっと多面的な検討が必要だろうと。

勝浦市は年々人口が減少し、高齢化していく。そして、これをあの駅裏の海のものとも山のものともわからないようなところに、あんなところに建てるなどという計画自体が、検討委員会が答申した時代と条件が異なっている。検討委員会が答申したことは否定しません。だけど、情勢はもう大きく変化してしまっているのですね。あれ以降、三位一体の改革が出てきて、こういうものの補助金も何もなくなってしまっている。そうなってくると、勝浦市民が、足の不便な人もいるから、歩いて使えるような場所に必要だろう。

そしてまた、私は何よりもビッグひな祭り、市長、あなたが開拓したビッグイベントですよ。市民会館を改修するとなったら1年以上かかるでしょう。1年間休むとどういうことになるか。今、実行委員会の皆さんが大変な苦勞をしてやっている。1年開店休業したら、もう一遍、あれだけのビッグイベントを組織化するというのは大変困難なのです。ビッグイベントのビッグひな祭りをどうするのか。そういう問題も含めて、多面的に真剣に考えないといけない問題を、何でもこんな何カ月もたたないうちに一応の結論を出してしまったのですか。今、どういう結論なのか、改めてきちっとした答弁をしていただきたい。

一応、行政側が結論出してしまったのなら、私は一般質問の中で一番最初に言いましたけれども、これは大変な事業だから、特別委員会でも設置して、議会としても検討しなければいけない

と申し上げた。それは今の財政状況から言うと、あれもこれもできない。10億、12億かかるような大事業をやるとすると、今までやっていたあの事業もこの事業も、やめるか、縮小するか、我慢するところを我慢しなかったら、こんな事業はできないのです。他の事業との事業選択の問題もある。そういう重要な、大きな事業なのですから、私はそんなに簡単に一応の結論を出してもらったのでは困ってしまう。だから、改めてここではっきりと答弁していただきたい。この市民会館、中央公民館にイエローカードが出た、これに対して行政側はどういうスタンスでこれから対応していくのか。もう一定の結論が出たのだから、その結論を踏まえて、今後、作業をやっていくのかどうなのか、改めてご答弁をいただきたいと思います。

あと、最後の、これは考え方ですから、どうにもならないのだけでも、「市民こそ主人公」というスローガンを掲げて、これをスローガン倒れに終わらせないために、市民が行政の政策形成過程からいろいろ、行政側から説明も受け、市民が意見も言える、そういう場を保証しながら、今、勝浦市がどういう状況に置かれて、どういう財政状況の中でどんな事業をやるのかということをも市民の理解をいただきながら、行政も市民も一体となって事業を進めていく、事業選択もそういう中で行う、こういうことが必要だと思う。火葬場のオープニングに際して地域住民に説明した、そのときにいろいろ話をしました、分別収集のときにいろいろ説明をしました、こういう個別的な集合ではなくて、定期的に、各地区全部とは言いません。少なくとも小学校区とか中学校区、あるいは合併のときに行いました4カ所、市政協力員もいることだから、こういう人たちの協力も受けながら、いわば定期的に、今、市長が何を考えているのか、今、勝浦市はどんな財政状況にあるのか、どういう方向を目指してこれから1年運用していくのか、長期的な総合計画をどういうふうな形でやっていくのか、こういうことを市民に説明をし、市民から意見もいただいて、そしてその中で政策を煮詰めていく、こういうことのために私は仮称市民懇談会というものを考えた。

ほかに何かそれにかわるものがあったら、市長の見解をいただきたい、そう申し上げただけだけでも、今までと同じようなことをやっているのだったら、同じことを同じようにやればいい話で、改めて市民懇談会などを議論する必要はない。もうそういうことをやらなければならない時代に入ってきている。だって、そうでしょう。今、こんな厳しい地方財政状況、選んだ方が悪いと言えば悪いのだけど、永田町がみんなそうになってしまっているのです。あそこで決められてきて、国は県や市町村にしりぬぐいさせる。県は市町村に押しつけてくる。市町村は持って行き場がない。そんな厳しい財政状況の中でこれから運用していかなければいけないということは、それは市長ばかりでなく、議員だって、そのくらいのことはわかるでしょう。だったら、そういう状況の中で、どんな勝浦のまちづくりをやっていくのか、どういう事業をこれから展開していくのか、そういうことは市民ぐるみで考えなければいけない。今、市民がそういう声を上げられる場所がありますか。私はあんまりないのではないかと思います。ですから、そういうものを私はつくっていただきたい。そのことが「市民こそ主人公」、市民が主人公となって自分たちのまちづくりのために自分たちの声を行政に届ける、もちろん議会もそれを受けて、議会の中でも具体化していくということになるかと思うのですけれども、そのことを真剣に考えてもいいのではないかと。ましてや「市民こそ主人公」、3期も続けてこれを公約に掲げて当選した市長でありますから、そういう点について、ぜひご検討いただきたい、このことを申し上げて2回目の質問を終わります。

○議長（末吉定夫君）答弁を求めます。最初に、黒川清掃センター所長。

○清掃センター所長（黒川義治君）それでは、お答えいたします。意見聴取の場合は今後どのようなものを予定しているのかという1点目のご質問についてでございますが、近年5年間、可燃ごみが8,500トン前後で推移しており、ごみ量が減らないという状況から、まずは分別、減量化に対するアンケート調査の実施等を考えております。さらには、有料化に向けましては、市民集会等を開催しなければならないものと認識して、市民の理解と、また、こちらから情報の提供をしなければならないというふうに考えております。

次に、経済的弱者の考えでございますが、先ほど議員の方から提示がありましたように、生活保護費受給者を下回る所得の者が345名というような数字を認識しております。この方たちにつきましては、一応、課税上の数字ということで認識しており、また、扶養してくれる人がいるのか、また、預貯金等、財産等があるのかどうかまでは確認がされておりませんので、そうしたものが無いとしても、生活困窮者の方がいるということは認識しております。こういった方の扱いにつきましては、今後さらに検討を進めていきたいというふうに考えております。

それから、し尿くみ取り手数料とごみ収集料の案として出されております45リットル50円について、量に対する整合性というようなことでよろしいかと思うのですが、この辺につきましては、し尿の処理量と単位当たり、リットル当たり処理量と、手元に数字がございませんので、この場で即答はできないので、ご容赦いただきたいと思います。また、案として提示いたしました45リットル50円というような数字が今、審議会に出ておりますけれども、その辺につきましては、一般的にこれを処理する経費に係る20%等を見込んで、また近隣との均衡等を配慮した中で提示させていただいた料金というように認識していただきたいと思います。

それから、分別、リサイクルについてでございますが、現在、14分別している中で、リサイクルの状況につきましては、まず、廃乾電池、電池の使い切ったものでございますが、これはリサイクルとして回しております。それから、廃プラスチック類、一般的には、おもちゃとかポリバケツというようなものが多く持ち込まれているようでございますが、これも処理費をかけてリサイクルの方に回しております。古紙、衣類、ペットボトル、粗大金物、スチール、アルミ、ガラス等につきましては、現在、有価物ということで売却しているというような状態であります。ごみ処理料に対しまして、これらのリサイクル料を割り返しますと、リサイクル率としては22.1%というようなことで現在、行われております。以上です。

○議長（末吉定夫君）次に、杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君）お答えいたします。私の方から、ご質問の現在の市民会館・中央公民館の改修、あるいは改築に係る問題でございますけれども、先ほど教育長の方からも答弁いたしましたけれども、確かに議員ご指摘のとおり、3月議会の時点では、あのような市の方の考え方を示したわけでございます。2月末に結論が出たということで、3月議会で、耐震の結果も非常に低い状態でしたから、できれば耐震補強をとにかくやろうというような考えのもとでご答弁をさせてもらったわけでございますけれども、先ほど教育長が答弁したとおり、その後、教育委員会、また庁内でも関係者で、岡設計の技術者を呼んで、いろいろ意見を聞きました。その結果は先ほどのとおりでございます。また、先ほど答弁で、今後、現在の市民会館・公民館建設当時の建設委員会、要するに議会、あるいは市民代表の委員会を設置して検討するということを答弁したわけでございます。もちろん議会の方もいろいろご意見を伺いたいと思いますけれども、そういう中で、

さきの検討委員会の答申、あるいは今回、いろいろ議員からも出ております文化会館、あるいは公民館と分離した場合はどうかと、いろいろな問題がございます。そのようなこともございますので、3月議会のことも含めまして、今後、そういう検討委員会の中で多面的に議論をいただきまして結論を得ていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君）続いて、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君）市民懇談会、これについては今までいろいろあったわけでございます。私は3期目の立候補に際して、どうしてもきちっとした財政計画を持たなければいけない、それが今後の勝浦市の将来につながっていくということを訴えてまいりました。その意見の集約としては、市民の方々の意見を求める。そして、そこで何を欲しているか、真に欲するものは何なのか、それに対する、市民の負担はどうするのだと、そういうことでやっていかなければいけない。それはただ単にこの場だけで採決、可決いたしましたでは済まないものが出てくるだろう、そういう認識はございます。したがって、私たちは、より市民との距離を縮めていくには、そういう学区での集会、そういうものを具体的に今後考えて、そういう中から事業の優先順位も決めてくるのであれば、市民との意識のずれというものが解消されてくるのであるというふうに考えております。したがって、今後においては、その方向で考えて実施していきたいというふうに考えております。それは1つの独善的な考えを排して、市民合意ということが必要であろうというふうにも思いますので、広く皆さんの意見を求める、そういうことが今後、必要になってくる、そう考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君）ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君）次に、八代一雄議員の登壇を許します。八代一雄議員。

〔14番 八代一雄君登壇〕

○14番（八代一雄君）議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。私は今回、団塊世代を含む定住人口に対する取り組みについて、そして、市内循環バスについて、この2点についてお伺いさせていただきます。

まず、団塊世代を含む定住人口に対する取り組みについて。3期目を迎え、勝浦の現状と将来展望を考えますと、一にも二にも人口減に歯どめをかけ、人口増を図ることが一番の重要課題であると再認識し、昨年に引き続き人口問題についてお伺いさせていただきます。

毎年毎年 200人前後の人口が減ってきていることは、皆様ご承知のとおりであります。現に、平成12年と17年の国勢調査を比較しても、この5年間に 1,040人もの減少を見ております。今、本市は、ひな祭りを初めとするイベントの効果により、交流人口は年々増加傾向にあります。そして、前にも申し上げましたが、全国的に魅力ある市という位置づけをしていただいております。県下で6番目、全国でも 144番目との高評価を受けております。このような好条件の中、何とか定住人口をふやす算段に取りかかる必要があると強く考えます。少子化対策、勝浦出身者のUターン、そして団塊世代の取り組みと、いろいろな方面からの施策が考えられます。

そこで私は、今、各自治体が問題にしている団塊世代の取り組みについてお尋ねいたします。団塊世代は、全国総人口の約5%、約 680万人と言われております。その取り組みのアンケート調査によりますと、大きなポイントとして、1、移動希望は、首都圏で移住26%、複数住居14%、合わせて40%。うち、実現可能性があると思われる人は46%。2、海・山に近いところ、地方都

市の希望が多く、自然、健康等を志向するライフスタイル。3、移住先の地域へインパクトを与える可能性があり、行政のサポートへのニーズがある。4、行政側は、団塊世代の地域デビューに向け、わかりやすく具体的な情報提供、団塊世代のニーズに合ったまちづくり等、移動希望者の志向に合わせた受け皿準備が必要という発表がされております。

公的負担の増加といった財政上の負の影響もありますが、本市の活性化を図る意味でも取り組む必要があると考えますが、現状において、県との協力による定住促進支援センターの設置を初め、定住、交流支援体制のあり方等、定住化のための施策に対し、どのような検討がなされているのか、お伺いいたします。

次に、この取り組みに対し、友好都市でもある西東京市にターゲットを絞ってみたいかがでしうか。西東京市は、人口19万 2,000人、団塊世代だけでも約1万人おります。友好関係を通じて、この取り組みを展開していけることが実現できれば、ますます友好都市としての交流の場がふえ、さらなる活性化に拍車がかかるのではないかと思います。いかがお考えかお聞かせください。

次に、市内循環バスについてお伺いいたします。

この問題も何度も議会で取り上げられていますので、単刀直入に質問させていただきます。ぜひ新たに循環させていただきたいと強く思うのが、部原、新官、沢倉、川津の海岸線を通る市内へのコースです。地域住民はもとより、高齢者へのサービス、商店街への買い物、病院への足の確保と、さまざまな利便性が考えられるこのコースの新設ができないものか、改めてお伺いしたいと思います。地域の要望も強く、また、その分、利用客も多いと思われます。もちろん今までの経緯の中で、財政上の問題、路線バスとの兼ね合いの問題、そして道路の狭隘の問題等、さまざまな障害があることは十分承知しておりますが、その辺、何とか工夫、検討していただき、実現できないものか、やはり少々無理な問題なのか、ご見解をぜひお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（末吉定夫君）市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君）ただいまの八代議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、団塊の世代を含む定住人口に対する取り組みについてであります。平成17年度の国勢調査によれば、我が国の人口は戦後初めて減少に転じ、いよいよ人口減少の局面に入ったと言われております。この傾向は今後も続くものと予想されており、過疎地域を初めとする地方においては、大幅な人口減少とあわせて財政力の低下も懸念されるなど、厳しい状況が見込まれております。

このような人口減少社会において、人口減少自治体を初めとする地方が、どうやって地域の活力を維持し、さらなる活性化を図っていくかは、今後の重要な課題と考えております。この課題を解決するためには、団塊の世代の大量退職時代を迎え、地方回帰の機運が高まりつつある中にあって、人材を地方に誘致し、移住や交流を促進することは、人口減少に歯どめをかけ、地域の活性化を図っていく上で重要な方策であると考えます。

このような情勢の中、県においては、平成18年度における重点施策として、定住促進支援センター機能整備事業を掲げ、本県への定住を促進し、地域活性化を図るため、温暖で住みやすい本県の魅力を全国にアピールし、定住希望者に情報を提供するためのホームページ開設を進めてお

るところであります。

本市は、風光明媚な海岸線を初め、豊かな自然環境を有し、首都圏に近いという地理的好条件と相まって、地方への移住を希望する人たちの移住先としての有利な条件を備えていることから、定住・交流を促進する施策として検討を行っておるところであります。

また、この取り組みに対し、西東京市をターゲットにしたらいかがかというご質問でございますが、先ほど申しあげました定住・交流を促進するための施策の検討の中であわせて考えてまいりたいと思います。

次に、市内循環バスについてのご質問であります。市民バスの運行に当たっての本市の基準につきましても、駅から半径1キロメートル以上離れている地域、またはバス停から半径500メートル以上離れている地域を公共交通不便地域と位置づけしております。この公共交通不便地域で、既存バス路線の運行状況から見て、特にバス利用が困難な地域で、人口の集積や高齢者の比率などを基準に、大森、古新田、台宿、南山田、興津久保山台及び大楠地区を公共交通不便地区として、現在、優先的に市民バスを運行しております。

ご質問の部原、新官、沢倉、川津の海岸線を通るコースでの市民バスの運行であります。中心市街地からこれらの地区に至る地域は人口も多く、また、先ほど申しあげました公共交通不便地域の基準には、沢倉の一部や川津の一部などが該当いたします。しかしながら、この地域は、道路が狭隘の上、カーブも多く、現在の道路状況では市民バスの運行上、問題があり、また、新たな路線開設には、経営の影響など、競合問題が見込まれるバス事業者やタクシー事業者、さらには道路管理者、地域住民等の関係者からなる協議会の合意が必要となりますが、仮に路線の新設について合意が得られ、運行が許可されたとしても、小湊バスの勝浦・御宿線の利用者が減少した場合、この路線の廃止や減便につながる可能性が危惧されるところであり、その対策も必要となってまいります。

このような状況であります。交通手段を持たない高齢者の方などの利便性向上や障害者の方の社会参加については、重要な問題であると認識しておりますので、引き続き当地区への市民バスの運行について検討してまいりたいと考えております。

以上で八代議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（末吉定夫君）ほかに質問はありませんか。八代一雄議員。

○14番（八代一雄君）どうもご答弁ありがとうございました。昨年に引き続いて、今回、定住人口の増加という形で人口問題を取り上げさせていただきましたけど、人口増、勝浦の将来を考えていく場合には本当に重要な問題だと認識してまして、昨年、監査委員の研修という形で千葉に研修に伺った際に、テーマは市町村合併の問題だったのですが、そのときに渡された資料で、これは国立社会保障人口問題研究所というところが人口推計を行ったのですが、何と2030年に、今から23年後、勝浦市の人口が1万5,600人になってしまうのではないかと推計の表が出てきました。今、4月末現在、2万2,300人、ちょうど3割、2030年にはいなくなる。毎年毎年300人の人口が減少する。市長も当然お考えでしょうけど、今も減少傾向にある、それよりもこの先もっともっとすごい人口減少の傾向が見られてくる、そういうような推計が出されてまして、勝浦にすると、危機的状況をこれから迎えていくには、それを何とか避けていくためにも、なるだけ早い形で人口増に取り組んでいく必要があるのではないかと。その一つの施策として、団塊世代の取り組みということをお話を聞いていただきました。市長のご答弁でもありましたように、

市長も十分その辺は認識してもらっているようなので、今後の取り組みを非常に期待するものがあります。

そして、西東京市なのですけど、多く広く首都圏に、当然、取り組み施策を展開していくと思うのですが、西東京市の坂口市長も申しましたとおり、西東京市は海もない、山もない、あるのは人口だけだということで、本市とまるっきり対照的なところですので、その辺でうまく取り組むことができれば、ほかの都市からの定住人口を図るよりも比較的効果があるのかなという考えから、西東京市というところにターゲットを絞ってはいかがかということでお話しさせていただきました。とにかくこの問題、早急にどうのこうのという形に結果が出る問題ではありませんけど、今後の取り組みに期待しております。

次に、循環バスの問題です。ご答弁でもわかりまして、理解しておりますが、確かに障害が多いコースだと思います。小湊バスとの兼ね合い、また道の狹隘の問題、厳しい問題ではあるけど、今後も検討していくというお答えいただきました。とにかく、この地域、このコースに、今の既存のふれあい号を回すということは、私も非常に不可能な状況にあるのではないかなと。回せるのだったら、それより小型のバス、マイクロバスの的なものでやっていくしかないのかなということもありますので、今後、その辺も含めて実現できるように検討していつてもらいたいという、これももちろん将来的要望を含めまして、ひとつ最後に、企画課が担当部署に当たりますので、企画課の課長さんの方から、再度、同様な質問になりますけど、このコースについてお話を伺って、質問を終わりにさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（末吉定夫君）答弁を求めます。滝本企画課長。

○企画課長（滝本幸三君）お答えをいたします。先ほど市長が申し上げましたように、道路の狹隘の問題、カーブの問題等々、総合的に大変難しい問題であると認識してはおります。しかしながら、地元の要望等もございます。引き続き研究、検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君）午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 56 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○議長（末吉定夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、児安利之議員の登壇を許します。児安利之議員。

〔10番 児安利之君登壇〕

○10番（児安利之君）私は、通告いたしました 5 つの問題について、市長及び教育長の答弁を求めます。

まず第 1 は、税金の問題であります。

私ども日本共産党が発行している「しんぶん赤旗」6 月 10 日号に、「住民税通知 10 万円アップも」「仰天増税」という見出しで記事が掲載されておりました。内容を見ますと、東京多摩市在住の 72 歳の男性は、昨年度まで約 12 万 5,000 円だった住民税が、今年度は約 23 万 1,000 円に増加し、通知書とともに送付されたチラシには、今年度の税額の増加が税源移譲と定率減税全廃によるものであることが記されていたということでもあります。これは紛れもなく自民・公明政権が決めた定率減税の廃止による増税の影響が 6 月に一気に表面化したということでもあります。

松戸市が各家庭に住民税の納付通知書を発送後、2日間で2,000件を超える問い合わせが市役所に殺到したと、このように言われています。

勝浦市も、本日13日に一斉に各家庭に発送の予定だと聞いておりますが、今、全国的に増税への怒りと困惑が広がっているのが実態ではないでしょうか。

そこで、第1に伺いたいのは、確かに税源移譲による所得税と住民税の総額は基本的に変化はなく、その限りでは増税とは言えないかもしれません。しかし、所得税の1月からの定率減税の廃止、住民税の6月からの全廃によって、全体としては1兆7,000億円の増税は紛れもない事実であります。このことから、勝浦市の平成19年度の市税の収入見込みをベースにして、前年対比の増収分を税源移譲による一律住民税、市県民税10%分と定率減税廃止による分と、どれくらいの額になるか、示してもらいたいと思います。あわせて、市内の標準的な家庭のシミュレーションを幾つか示してもらいたいと思います。

第2に、広報かつうら6月1日付613号の税の説明記事についてであります。市は、広報かつうら604号、605号、613号で、去年12月から3回にわたって税特集を組み、その限りでは市民に周知するという点でうなずけるわけであります。しかし、今回、各家庭に配布された6月1日号、つまり613号では、税源移譲による納税者の負担増は変わらないことを強調する余り、6月からの住民税の定率減税廃止による増税が全く述べられておりません。むしろ、税源移譲に限ってとはいえ、税負担はふえるか減るかの設問に対して、その答えは、「ご安心ください。負担は変わりません」、このように答えているわけであります。あたかも実質的な6月からの大增税が全くないような印象づけをあえて行おうとしていることとしか思えないような記事となっているわけであります。私はそういう点で、この次の号で、1月に市が発行した605号の内容のように、具体的な増税例を市民に示すことを強く要求するものですが、市長の答弁を求めたいと思います。

第3は、国民健康保険税の減額措置についてであります。私は、去る3月の定例市議会において、次のような内容で市長に強く要求しました。勝浦市の国保税は夷隅郡市内で一番高く、旧夷隅町との差は、1人当たり何と3万4,000円、1世帯当たり6万8,000円にもなること。そして、18年度の市の国保会計の決算見込みで、次年度への繰り越し可能な額は約8,000万円ほどあること。これを活用すれば、少なくとも1世帯当たり1万数千円の減税が可能であることなどでありました。これに対して市長は、給付費の動向、老健拠出金、介護納付金、所得の状況等、総合的に判断する必要があるが、繰越金等の財源の活用も含め、本算定時までには検討する、このように答弁をいたしました。2月の国保運営協議会の時点で8,000万円の繰り越しが見込め、年度末において2億円もの繰り越しが見込める、こういう中で、その繰越金等による減税が可能であります。県下56市町村中、茂原市に次ぐ第2番目に高い国保税の減税を再度強く求めるものであります。市長の見解を求めたいと思います。

第4は、介護保険料の減額についてであります。来年4月から、ご存じのように後期高齢者の医療制度が始まります。この制度は、保険料または税の徴収を年間18万円、月額1万5,000円以上の年金受給者の年金から天引きするというものです。介護保険料と国保料を合わせての平均的な額を見ると、合わせて約1万円と言われておりますから、毎月1万円の年金からの天引きは、高齢者にとって本当に酷な話であります。私は、せめて介護保険料の市単独の減免制度の一層の拡充、このことを求めるものであります。答弁を求めます。

第5は、国民健康保険証交付についてであります。現在、勝浦市では、現に病院に入院、ある

いは通院している、つまり、お医者さんにかかっている世帯や、小学校学齢前の子供については、仮に税の滞納があったとしても、十分話し合いを詰めた中で保険証を交付するという立場をとっている、3月議会でも答弁がありましたように、私はこのように理解しております。このことは、市民の健康を守るという点で一定の評価をするものでありますが、しかし、現状は、高過ぎる国保税が一部を除いて払いたくても払えないという現実の中で、税の滞納による資格証の発行数が、昨年12月1日現在で141件、短期保険証の発行が156件となっているわけであります。今回、隣のいすみ市では、滞納者に対する取扱要綱を一部改正して、資格証の発行は基本的には行わないという立場をとって行政を進めていこうというふうに踏み切ったと聞いております。勝浦市においても、現行の取扱要領の見直し等によって内容を充実させると同時に、取扱要領の積極的な運用を図るべきだと思うものでありますが、見解を求めたいと思います。

次に、ごみ処理問題であります。一般廃棄物処理手数料について伺います。私は、去る3月の定例会で、勝浦市行政改革大綱2005の中の行革実施計画についていただきました。この中で、使用料・手数料等の見直しによって、平成18年度1,700万円、19年度以降22年度まで各7,000万円ずつの増収を見込む、そういう計画があり、具体的には現行指定ごみ袋大1枚10円を50円に値上げする計画をやめるように強く求めたところであります。あわせて、約1カ月間で集まった1,000筆余りの市民からの署名を添えて、3月20日に市民の代表の方々とともに、市長に対して有料化をやめるよう強く要望したところであります。

これに対して、議会における市長答弁は、市の財政健全化計画に沿ってやっていく、また、同時に、ごみの有料化の前に、さらなる歳入確保及び歳出の削減に取り組まなければ市民の理解は得られないと考えているとも言っているわけであります。市長交渉の中でも、まだはっきり値上げを確定したわけではない、市民の納得する十分な説明が前提になるのだ、こういうふうに市長は答えたところであります。

このごみに限らず、自治体における手数料や使用料の問題をどうとらえたらいいのか。私は、そもそも税外負担自体が正当かどうか、こういうふうに思っているものの一人であります。ごみ処理について言えば、地方自治法第2条でいう自治体固有の事務であり、しかも、昔のように大多数の住民がみずからの責任で燃やしたり、あるいは庭その他に埋めたりしていた時代なら、一部の住民だけ自治体が処理することは限定されたサービスと言えるわけでありますが、今や全市域がごみ収集区域であることから見れば、そこに手数料を課す正当性はありません。以上のことから、一般廃棄物の処理の有料化について、現時点でどういう考えで検討がなされているのか、そして、有料化は絶対認められない、このような立場で私は市長の答弁を求めたいと思います。

次に、漁業及び農業振興問題について伺います。

市長ご存じのように、勝浦市の漁業は沿岸小型船が大部分であり、動力船及び船外機船合わせて、平成17年度の段階で854隻に及ぶ数を有しております。勝浦市の発展にとって、外来船による中央漁港への水揚げは欠かすことのできない要因であることは言うまでもありません。しかし、同時にまた、市内8カ所の漁港に所属する地元小型漁船の営業と暮らしをどう支えていくかも極めて重要な課題であります。大まかに言って、800余の漁民とその家族の暮らしを考えることは、市の漁業政策と市の行政的手腕が問われる問題であると言えるのではないのでしょうか。

私は、今年の沿岸小型漁船の漁獲、あるいは漁業の状況を幾つか漁民と直接会っていただきました。そういう中で、特に川津においても、あるいは中央漁港においても、カツオやイカについて

の漁民からの聞き取りでは、現時点はかなり不漁であると、このように聞いています。ある浜勝浦所属の6トンのトン数を有する漁船は、今や油の値段が高騰して、しかも漁獲が少ない中で、1回の引き縄往復で燃費が1万円かかってしまう。そして、1回、2回出たけれども、ほとんどそれに見合う漁獲がない。したがって、今年は、この勝浦ブランドのカツオの漁獲が自分の漁船では一回もなかった、こういう状況にあると言われています。イカも、去年も不漁だったが、今年はなおひどい、こういうふうに訴えていました。私は、そういう状況の中で、今申したように、最近の漁船の燃油の高騰もある中で、最近では一月の中で月初めと月半ばで燃費の単価が違ってくる、それほど燃費が上がってきている、こういうダブルパンチの中で市内の漁業者は厳しい状況に置かれている、こういう実情を聞いたときに、せめて燃油価格に対する一定の額の補助金制度を市が創設することを提案するものでありますが、市長の見解を求めたいと思います。

次に、農業問題で一つ伺っておきます。一方の基幹産業の一つである市内農業も厳しい状況にあることは言うまでもありません。市勢要覧によれば、市内農家数も経営耕地面積も、ここ7、8年で30%前後も減少しているのが実態であります。このような状況の中で、土地区画整理事業は農地保全の一つの重要な手法だと私も理解しております。ただし、今、市が進めているやり方、手法が土地改良事業の最善かという、それはまた別問題であると思います。いずれにしても、最近、私は、市内の土地改良組合と地域住民、とりわけ仕事をリタイアして都会から移り住んできた人たちの間の若干のトラブルがあることを耳にしたわけであります。近年、団塊の世代が地方へ定着する傾向や、帰農志向が出てきている中で、地域住民と新しい生活を求めて来勝する人たちのトラブルは避けなければなりません。

そこで、まず、次の諸点について伺いたいと思います。第1は、勝浦市土地改良区と土地改良組合とはどのような関係にあるのか。第2、勝浦市土地改良施設多目的使用規程はどこが作成して、どこが運用しているのか。第3は、この規程に基づく使用料の徴収は法的に有効なのか。また、有効だとすれば、どのような法的根拠を持っているのか。第4は、土地改良区及び組合員と一般市民とのトラブルについて、行政として当然その調停を図るべきと私は思うわけですが、その考え方について。以上4点について、まず答弁を求めたいと思います。

次に、社会教育の問題であります。具体的には、3月定例会で市民会館、中央公民館の問題についての私の質問、改築か改修か、どの道を選択したら、本当に一日も早く市民のニーズにこたえることができるかという観点から市長は決断すべきだという質問を行いました。いろいろ言っておりますけれども、結論的にはそういう趣旨で質問したつもりであります。それに対して教育長は、岡設計の耐震診断によりまして、先ほど申し上げた方法をとれば、つまり、耐震構造その他、改修可能であるということですから、そのような方向で進めるのが勝浦市の財政状況からして身の丈に合った方法であるかなと考えています、このように答弁をしているわけであります。

しかし、私はもう一度、3月議会の議事録を精査してみました。分析してみました。結局、金額で言えば、約3億円での改修は、あるいは耐震構造にするのとあわせての改修は、外周部の柱、はり、スラブ下の改修を行って、その後、耐震補強を行うという工法であって、内装、つまり舞台の張りかえや楽屋の改修、空調の整備、トイレの改修などなどは手をつけない前提となっております。これでは何のために改修するのか、その意味が半減してしまうと思うものであります。耐震改修と空調など内装整備で約10億円かかる。それなら市民要求も強い定員400から500人の会館を公民館と併設して新設してでも、経費的にはほとんど変わらない、私はそのよ

うに見ています。しかも、耐用年数は、改修で10年から20年、新築では50年から60年ということから見れば、おのずと選択の道は明らかだと思えるものであります。私は、やはり身の丈に合うというなら、収容人員を若干縮小してでも、むしろその方が市民としては使い勝手がよりよくなるわけでありまして、その道も一つの重要な選択肢だと思えるものであります。そこで、現時点に立ってもなお市長は3月議会で答弁した、そういうスタンスをとり続けているのかどうか、このことについて、まず答弁を求めたいと思います。

次に、市町村合併の問題であります。最後であります。

市町村合併については、昨年12月に千葉県市町村合併推進構想が千葉県によって策定されたことは市長ご存じのとおりであります。その概要版によれば、千葉県はどのような考え方に基づいて構想を策定したのか。これらの基礎自治体はどうあるべきか。合併の組み合わせの設定理由と合併効果はどういうものか。構想対象市町村の組み合わせと、さらなるステップアップが望まれる地域という内容となっているわけであります。この中で、10地域40市町村を構想対象市町村として位置づけ、東葛・葛南地域をさらなるステップアップが望まれる地域として位置づけているわけであります。そして、平成の大合併の第2ステージを迎え、基礎自治体のあるべき姿を実現するために、2市2町、つまり、人口8万3,959人、面積406.46平方キロメートルの勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町の合併を提起し、今後、基礎自治体のあるべき姿を目指す上で、この地域の合併効果を考慮すると、2市2町は夷隅郡市一体での合併によって、自立性や総合性を向上させ、地域資源を最大限活用できる基礎自治体を目指すべきですと、このように結んでいるわけであります。もう、なりふり構わず、2市2町で、つまり旧1市5町で合併せよと、目指すべきだと、こういうふうに県の構想は言っているわけであります。それを受けて、このような内容に基づいて、私の聞くところによると、最近、県の合併支援室が出向いてきて、2市2町の首長さん方が招集されて会議が持たれたと聞いております。

これに関連して、2つの点について伺いたいと思います。まず第1に、この会議において、どのような事項が話し合われたか。もし、持たれたとすれば、その内容について、具体的に報告を求めます。第2は、勝浦市は旧法下での1市5町の合併協議から離脱をし、市の新基本計画及び新実施計画に基づいて行政運営を行っているところでもありますから、藤平市長は平成の大合併の第2ステージについて、どのように考え、また、これに対する基本的な立場はどのようなものなのか、その答弁を求めて第1回目の質問を終わります。

○議長（末吉定夫君）市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君）ただいまの児安議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、所得税・住民税について申し上げます。

第1点目の、所得税・住民税の改正による増収分についてであります。平成18年度市民税課税額と平成19年度課税額を比較いたしますと、1億5,438万4,000円の増が見込まれております。内訳としては、定率減税の廃止によるもので3,489万3,000円、また、住民税率の改正によるもので1億1,949万1,000円であります。

次に、今回の税制改正によります標準的なモデルケースであります。最初に、夫婦と子供2人家族で給与収入が年額700万円である家庭を参考に比較いたしますと、所得税で9万7,500円の減額となりますが、逆に住民税は9万7,500円の増額となり、比較いたしますと変動はござい

ませんが、定率減税の廃止に伴い、約4万1,000円の増額となります。

また、70歳独身者で、年金収入が年額200万円である家庭を参考に比較いたしますと、所得税では1万7,400円の減額となりますが、逆に住民税は1万7,400円の増額となり、比較いたしますと変動はございませんが、定率減税の廃止に伴い、約4,100円の増額となります。

次に、6月1日発行の広報かつうらに掲載しました税制改正のお知らせについてであります。記載記事の中で、「ご安心ください。税源移譲によって住民税が増えても所得税が減るため、納税者の負担は変わりません」と記しましたが、これは定率減税分を考慮しない場合の比較を表現したものであり、全体を見極める観点から、税源移譲以外の変更点として定率減税廃止の内容も掲載し、理解を求めたものであります。

また、勝浦市においては、広報紙以外にも、6月の納税通知書発送時に税制改正に関するパンフレットを同封するほか、市ホームページにもお知らせとして掲載するなど、周知に努めております。

第3点目の国民健康保険税についてであります。平成18年度の国民健康保険特別会計の決算見込みで約2億円の繰越金が見込める状況であることから、所得の確定を踏まえ、繰越金の一部を充当し、国民健康保険税を引き下げる方向で考えてまいりたいと思います。

第4点目の介護保険料の減免制度についてであります。これまで市では、勝浦市介護保険条例第9条第1項各号の規定をもとに勝浦市介護保険料の徴収猶予及び減免取扱要領により、生活困窮者等の保険料の減免を実施しているところであり、今後におきましても、本条例及び要領の定めにより、引き続き対応してまいりたいと考えております。

なお、市単独事業の拡充につきましては、今後もますます保険給付費が伸びるものと予想されますことから、これらの推移等も含め、慎重に検討してまいりたいと考えております。

第5点目の国民健康保険被保険者証の交付についてであります。資格証明書及び短期被保険者証の交付に際しましては、滞納者の実情及び滞納事案の性質に応じた対応をしており、今後におきましても、滞納者との接触に努めるとともに、特別の事情の活用を含め、きめ細かな納税相談、納税指導の徹底を図り、資格証明書及び短期被保険者証のできる限りの解消に努めてまいりたいと考えます。

なお、取扱要領の改正につきましては、いすみ市の例も踏まえ、研究してまいりたいとも考えております。

次に、衛生・清掃・廃棄物問題についてであります。現時点で有料化について、どういう考えで進めているのかというご質問であります。指定袋の導入から8年が経過し、ごみの分別に対する意識も浸透してきておりますが、有料化に伴い、ごみとして出せば有料、分別して資源化すれば無料という意識が確立されることにより、ごみを減量し、リサイクルをさらに推進していくことが必要であります。

また、近隣各市町は既に有料化されており、唯一無料の本市への越境ごみがふえることも懸念され、この抑止策としても有効であると考えております。人が生活していく上で、ごみは必ず出るものであり、負担の公平性を確保すること、また、財政状況をご理解いただいた上で、ごみの排出量に応じた応分の負担をお願いしようとする考えのもと、ごみ有料化に向けた検討を行っているところであります。

次に、産業問題についてのご質問であります。1点目の地元漁業者に対する燃料費補助制度

の創設について申し上げます。昨今の石油価格をめぐる情勢につきましては、平成15年のイラク戦争及び中東情勢により供給力が低下する一方、中国の大幅な消費拡大等に伴い、石油価格が上昇しており、我が国の産業界全般に大きく影響を与えていると言われております。

この石油価格の上昇に伴う市内漁業者への影響でございますが、勝浦漁業協同組合は外来漁船の燃料使用が多いことから、新勝浦市漁業協同組合の状況で分析いたしますと、同組合の軽油販売高は、平成15年度が約2億800万円に対し、平成18年度が約2億7,600万円で、平成15年度と比較すると、約6,800万円、32.8%の増となっております。

一方、水揚げ高の合計は、平成15年度が約18億4,800万円に対して、平成18年度が約20億4,200万円で、約1億9,400万円、10.5%の増であります。

また、水揚げ高の種別で、平成15年度と平成18年度を比較すると、カツオ及びイカの水揚げ高が38.8%減少する一方で、キンメは72.5%増加しており、漁場に近いキンメ漁を経営基盤としている状況であります。

このような状況を踏まえて、地元漁業者に対する燃料費補助制度についてであります。石油価格の上昇は、漁業のみならず、市内の農業、運輸、商工業等の経営全般に影響を与えており、基幹産業とはいえ、市内漁業者のみを対象とする燃料費補助制度創設は、他の産業経営者の理解を求めることは難しいと考えます。

しかしながら、漁業者の経営安定については重要であると認識しておりますので、燃料費を対象とした漁業近代化資金融資及びこれに連動した千葉県及び勝浦市の利子補給制度が平成19年3月までに承認を受けたものとされたことから、この制度の再開について、県及び両漁業協同組合と協議したいと考えます。

次に、勝浦市土地改良区に関連するご質問であります。1点目の勝浦市土地改良区と土地改良事業組合との関係について申し上げます。

勝浦市土地改良区は、勝浦ダムの受益地域を区域として土地改良事業を実施するため、昭和42年に千葉県知事の認可を得て設立した土地改良法第13条に定める法人であります。土地改良事業組合は、土地改良事業の施行認可申請を行う際の事業参加資格者からなる任意団体であります。両団体の関係は、基本的に対等・独立したものでありますが、土地改良事業完了後に当該地区内のかんがい施設、農業用排水路及び農道等の良好な維持管理を勝浦市土地改良区より土地改良事業組合にお願いしているとのことであります。

次に、勝浦市土地改良施設多目的使用規程についてであります。土地改良法第17条第1項第2号の規定に基づき、勝浦市土地改良区の行う事業の目的を妨げない範囲で、土地改良施設を他の目的に使用させる場合の対象施設、許可申請手続、許可手続、使用料等を定めたもので、平成10年2月の総代会において議決・制定したものであり、勝浦市土地改良区が運用しておりますが、現在許可しているものは、勝浦ダムの施設に係る電柱の使用に関するもののみであり、一部の土地改良事業組合で独自に、法令及び本規程によらない土地改良施設に関連する協力金を徴していた事実を確認したとのことであります。

次に、土地改良事業組合と非農業者間のトラブルについては、望ましいことではありませんので、勝浦市土地改良区を含め、行政で介入できる部分は、その調停に努めたいと考えます。

次に、市町村合併について申し上げます。

初めに、議員ご指摘の県主催の会議の関係であります。5月18日に「平成19年度知事と市町

村長との懇談会」が県庁において開催されました。当日、勝浦市においては、5月臨時議会が開催されたため、この会議を欠席いたしました。主な内容は、平成19年度における県の主要施策等を各市町村長に説明するとともに、意見交換が行われたと伺っております。

次に、平成の大合併の第2ステージに対する市の基本的立場であります。県が昨年の12月に策定した「千葉県市町村合併促進構想」は、基礎自治体のあるべき姿や、県全体にとって望ましい姿を考慮し、10地域40市町村を自主的な合併を推進する必要がある構想対象市町村と位置づけたものであります。

市町村合併に対する考えは、昨年12月議会において児安議員の一般質問にお答えしたとおり、市民の意思を尊重することを第1に、議会とも十分協議しながら対応するという基本的な姿勢に変わりはありません。

以上で児安議員の一般質問に対する答弁を終わります。

なお、勝浦市民会館の問題につきましては、教育長より答弁いたさせます。

○議長（末吉定夫君）次に、松本教育長。

〔教育長 松本昭男君登壇〕

○教育長（松本昭男君）ただいまの児安議員の一般質問に対し、お答えいたします。

中央公民館・市民会館の建て替えについてのご質問でございますが、3月議会においては、改修による方法が身の丈にあった方法であると答弁いたしました。しかしながら、この問題については、議会においてさまざまな意見がございました。耐震診断を実施いたしました株式会社岡設計の技術者を招き、耐震診断結果に係る疑問や耐震補強の方法、補強に係る経費、冷暖房等、差しさわりある設備や躯体を改修した場合の経費、改築した場合の経費等、いろいろな角度から検討しているところでございますが、改修以外にも幾つかの選択肢が考えられます。したがって、市といたしましては、昭和40年当時、現在の市民会館・中央公民館を建設するため、市議会と市民代表で構成する建設委員会を設置し、検討いたしました経緯がございますので、今後、このような建設委員会を設置して検討していきたいと考えております。

以上で児安議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（末吉定夫君）午後2時まで休憩いたします。

午後1時46分 休憩

午後2時00分 開議

○議長（末吉定夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君）それでは、再質問させていただきます。まず、国税・地方税税源移譲、定率減税の廃止とあわせて、広報かつうらの内容について再質問します。結局、勝浦市においても、税収から見れば、今の報告のとおり、定率減税分で3,489万3,000円の増税になるということが勝浦市で見ても明らかになりました。それで、税源移譲だから、所得税と市県民税はいつてこいだというので、1億1,949万1,000円の市民税の増収だと、こういうことで、その分、所得税が減っていると、こういうことなのですけれども、しかし、そのほかに、いわゆる高齢者控除の全廃もありました。それから、150万円以下の収入の人たちの控除関係、廃止になるわけですから、これらをやっていくと、単に税源移譲でプラスマイナスゼロだとは言えない、市民の、特に低所

得層に対する苦しみが出てきているということが言えると思うのです。そういう点、再質問では、増減税プラスマイナスゼロではないよと、現実に増税になっているよということについて、そういう認識で執行部も一致できるかどうか、こういうふうに今、答弁してくれたから、そういう認識に立っていると思うのだが、再度、増税だということを確認しておきたい。ご答弁いただきたい。

それから、余分な話ですけど、最近、広報かつうらの表紙が非常にすばらしくて、私、気に入っているんですけど、それは別としても、書き方が巧妙なですよ。つまり、あなたの所得税・住民税が変わります、第3弾なのですね。第1弾は去年の12月に出されているですよ。そこで、あなたの所得税・住民税が変わります、税源移譲により所得税と住民税の税率が変わります云々で、モデルケースも出して、こういうふうに出してきた。その次に、1月号で、やはり税の特集で、あなたの所得税・住民税が変わります、第2弾、税源移譲以外の主な変更点というのを出している。しかも、モデルケース、今言っていた夫婦子供2人、年額700万円の収入、あるいは70歳の独居老人、年金200万、出しているですよ。ところが、この間、税務課で聞いたら、13日に一斉発送の予定ですよと、こう言っていたけれども、いずれにしても、もう今日、明日で届いていると思うのだが、それを見て、みんなびっくりしてしまうわけですよ。ふえているのだから。そのことに対する説明だと思うのだけれども、どう変わるか、住民税・所得税の税率が10%に統一されました。5%、10%、13%の地方税がならして10%に統一されて、結局、低所得の方は増税、人的控除とか、いろいろあるのだけれども、とにかくならしになってきた。

それで、その下のQ&Aで、税負担はふえる、減るといって、ご安心くださいというのは何ですか、これ。何で今のこの税の状況で市民が安心できるかというのだ。しかし、巧妙なのだよね。税源移譲によって住民税がふえても所得税が減るために、納税者の負担は変わりません。確かにそうです。税源移譲限りでいけば。そうでない要因で1兆7,000億円もの増税なのでしょう、全国的に見れば。言ってみれば、全国市長会、総務省、6団体、それらが一斉に電車の中づりと何かで、税はふえませんよ、ふえませんよと、あたかも増税がないようにキャンペーンを張っている。それを全く踏襲して、忠実に守って、それでやってきたのが今度の6月のこの内容ではないのですか。しかも、言っていると言ったって、4ページの税源移譲以外の主な変更点、定率減税が廃止されますと説明しているけれども、ただ18年度から19年度の所得税では、定率減税は1月から廃止された、住民税は6月から廃止されましたと、それだけしか書いてないではないですか。肝心のここのところは、だからどれくらいふえるのですよということが一切書いてない。ここに私はごまかしがあるし、巧妙な、あたかも税金ふえませんよ、ふえませんよと市民に幻想を与えるような内容だと、こう言っているのです。だから、これはもう一つ、1月で出したような、そういう中身でもう一回住民に出しなさいよ。出すよりも何よりも税金減らしてもらう方が本当なのだけれども、いずれにしても、正しく住民に周知して、あとは住民がどう判断するかはまた別問題ですから。こんな政治でやってられるかというふうに判断するのか、しょうがないと判断するのかは住民が決めることです。とにかく正しい情報を出してください。それを再度伺います。

次に、国保税の関係です。さっき読み上げた議事録は重複するから読みませんが、今年の2月16日に勝浦市国民健康保険運営協議会が開かれ、そのときの資料では、国民健康保険特別会計決算状況、見込み決算ですが、これによって18年度での収支の差引額が8,078万円出てました。と

ころが、年度末において2億36万 3,276円、こういうことですね、収支の相残りが。そうすると、2月16日に決算見込みして、国保運営協議会に提起した 8,000万円と、わかりやすく端数を削ると2億ですよ。8,000万対2億ということは、1億 2,000万円の増収というのはおかしいけれども、正確ではないけれども、余りが出たということになるのです。このことは、昼前の前段者も言ってましたけれども、2月の半ばに 8,000万という決算見込みであったものが、3月末の決算で2億出るということはどういうことなのか。私もかつて郵便局で歳出担当してましたから、これは企業会計ですから、年度末も3月31日、ぴたりです。決算見込みをどう出すかというのは本当に苦労して、上級機関が 100円の単位まで絞り込んでくる。精査して精査して絞り込んで出していくという経験があったのです。幾ら国県が結論が出なかったからといって、2月の半ばの 8,000万円が3月年度末の2億というのはどういうことか。その辺の経緯を前段者にも答弁してましたけれども、もう一度お答えをいただきたい。その上で、私は3月議会で市長に対して、それから、担当の市民課長も答弁してましたけれども、8,000万円のうち 1,000万円は既に当初予算に織り込み済みだと。では、7,000万円の繰り越しが出る、それを活用すれば、全部ぶち込めば、さっきも質問で言ったように、1世帯1万円以上の減税になるのではないかと。それに対して、とにかくいろいろな総合的な判断した中で、繰越金も想定内にして、できるだけ税を下げる方向で検討したいと、こういう答弁があった。昼前の前段者の質問に対して、税を下げる方向で本算定をやっていききたい、こう言っている。私の今の質問に対しても、そう言っている。では、この2億のうち、どれほど入れていくのか。8,000万円の中でも入れましょうよと言っているのだから。2億のうち半分ぐらいは入れたって、あと1億残るのですから、近來にない財源が確保されますよ、1億入れたって。だから、少なくとも1億は入れていくべきだ、こういうふうに思うのだが、その点について答弁をいただきたい。

次に、介護はまた別の機会で行しましょう。慎重に検討はするという話でしたから。

それから、資格証明書、保険証交付の関係ですが、3月議会の議事録をずっともう一回読み返してみると、現にお医者さんにかかっている世帯、それから、小学校入学前の、学齢前の子供、特に後者は、今、勝浦市は保険証を家庭単位ではなくて、1世帯に1枚ではなくて、1人に1枚という保険証交付にしたので、せっかく4月から市長が英断して、学齢前の子供の医療費を無料にしたのだから、仮にその世帯で滞納があったとしても、もちろん話し合いは詰めて、分割納入とか、いろいろな方法をとらせながらも、とりあえずは、子供については国保証を交付するのだという立場をとりました。答弁がありました。それから、世帯についても、現にお医者さんにかかっているところについては、前提として話し合いを詰めながら、何とか少しでも税を納付してもらう方法をとりながらも、とにかく資格証などということではなくて、保険証を出しますという方向の答弁がありました。そのことを今回もまた再度確認をしておきたいのだが、その点は間違いないのかどうか。そして、質問の中で言いました、隣のいすみ市、勝浦市はいすみ市よりも早く滞納者に対する要綱をつくってやっていたけれども、必ずしもそれが要領どおりにやられていたのか。市民が滞納者に対する取扱要領に基づいて積極的にそれを活用できるような方法があったのかどうかというと、必ずしも私はそうは言えないと疑問が残っていたわけですが、少なくとも今の要領をちゃんと活用してもらって、減額するものは減額する、猶予するものは猶予するというようなことで、できる限り保険証を交付していくというようなことをしないと、本当に今、大変な事態に市民の暮らしはなりつつあるのだということを理解してもらいたい。そういう点に

ついて再度答弁をいただきたいと思います。

次に、廃棄物の関係ですが、私、3月16日とさっき質問で言ったのですけれども、その前に市民アンケートをやりました。そういう中で、ごみ、水道料、国保税、これが3点セットというか、市民が求めている一番大きな要望でした。その中の一つであるごみの問題について、有料化の問題について、署名を市民にお願いしたところ、本当に掛け値なしで、1カ月あるかないかで1,000筆を超えてしまいました。まだまだ来てますけど。それをもって市長と交渉しました。そういう中で、市長はまだ決まっていないのだと、こう言ってましたけれども、しかし、午前中の前段者の質疑でもあったように、環境審議会の中での市の提案などを見れば、本当に、決まっていないどころか、既定の路線があって、それでもって進めていっていると言わざるを得ない、客観的な流れがあるというように私見ます。

だから、そういう点で、前段と重複するが、ここで改めて、市がどうしても有料化という方向を打ち出すということであるなら、私はそれに真っ向から反対の立場をとりますが、少なくとも市民に対して、これこれこうだから有料化なのだと、それをやる場合には、これこれこういうふうな手だてなのだとか、積極的に市民に対して理解を求めるというか、周知するということがぜひ必要だと。だから、先ほどの答弁ではなしに、もっと具体的に、今までだってあなた方は勝浦市財政健全化計画を17年10月、つまり一昨年の10月に立てているのですよ。そういう中で、行政改革大綱2005も一昨年の12月に立てたのですね。これに基づいて環境審議会にも出しているわけですから。ここで、17年度に見直しを検討と言っているのですよ。それは基本健診、個人負担の一部徴収とか、一般廃棄物の徴収手数料の創設とか、幼稚園、保育料等についての適正な受益者負担の考え方に基づく見直しとか、火葬場の使用料の見直しとか。見直しを検討というのが17年度なのです。18年度で改定、実施なのです。だけど、これは総額が1,700万ですから。19年度で7,000万ときているわけです。20年度、21年度、22年度、7,000万ずつ増収する。この数字から見ると、19年度では少なくともごみの有料化と。もちろん私はそれを肯定する立場ではないけれども、しかし、準備期間があったわけですから、そこで何もやらなかった。それで、午前中では、今年度はやりませんと、来年度、つまり20年度有料化をやりたいと、こういう答弁がありましたね。それを私は肯定するものではないが、先ほどの答弁では市民アンケートの実施を考えていると言っていました。しかし、もう既にアンケートもとって、署名もとって、たった1カ月で1,000筆以上の、値上げしてはいけないという意思表示の署名がきて、市長に渡したのですよ。これこそまさに市民の声ではないですか。だから、アンケートをとるもへったくれもないのだ。上げなければいいのです。有料化しなければいい。そういう点も含めて、私は大至急、市民に対する情報公開、これを求めたいと思うのだが、それと、市民の声は、意思是、私は一定の結論が出ているというふうに思うのだが、その点について再度お答えをいただきたい。

次に、漁業振興の関係ですが、利子補給の関係で話し合っていたと、こう言っているのだが、それはそれで結構です。しかし、今、特に沿岸漁業については、私は外来船誘致を否定していません。どんどん来てもらうことは結構なのです。今や特に勝浦ブランドのカツオというのは、地船の引き縄漁業におけるカツオの魚価にも反映して、本当に全国に誇れるブランドとして通用しているということは私も否定しません。だから来てもらって結構なのですが、しかし、さっき言ったように、引き縄でカツオが全然揚がってないと言いません。言いませんけど、私がたまたま接した勝浦漁港に所属している6トンの漁船は、一回もことはカツオ漁がやれなかった、漁獲

量も少ない、魚影も少ないと。なぜかといったら、その1つが、八戸あたりの巻き網が上の方でもう網でとってしまっていると。八戸あたりの沿岸漁船は、とってくださいと、そのかわり私らに保証金をくださいという、そういう話し合いのもとでやられていると、こういう話も聞きますよということを私に訴えました。それは伝聞だから、無責任にそうだと断定しませんが、一方では、沿岸漁業に対する、そういう深刻な状況もあるのだということも踏まえておいてもらいたい。カジキにしてもしかりだそうです。巻き網ではないけれども、新たな網による漁獲が開発されて、一挙に巻いていってしまうと。そのことによって資源が枯渇していつているという現状も、特に千葉県の沿岸漁業、とりわけ勝浦市は沿岸漁業の漁業者が圧倒的ですから、この人たちの営業と暮らしを守っていくという点では、今後の検討課題かもしれないけれども、それは農業ももちろんそうですよ。農業はいいなんて言ってません。そういう点で、とりあえず、とにかく油代にもならないと。1航海1万円だと。沿岸でも。こんなのではとてもやっていられないという現実を踏まえて、再度、利子補給も含めて、もう少し全市的な実情、あたかも漁獲はあるよ、確かにキンメで今しのいでいるのです。何とかキンメで暮らしをしのいでいるというのが実態ですよ。私もそのくらいのところはつかんでますけれども、単に総量で前年対比でありますよと、そんな深刻ではないよと言わんばかりの話ではなくて、もう少し市内のそれぞれの船の規模の実情をぜひ、もう一歩突っ込んでつかんでももらいたい、少なくとも。そのことを答弁をもらいたいと思います。

それから、農業について。これは直接農業問題とは関係ありませんけれども、そっちこっちで出てきているので、これから出るのではないかと予測される問題なのですね。勝浦市土地改良区と勝浦市土地改良組合とは対等・平等な関係であって、土地改良組合は任意の団体であると、まず第1問に対する答弁がありました。それはそれで私も、なるほどそうかというふうに見ます。

それでは、第2点目の、勝浦市土地改良施設多目的使用規程というのは、平成10年2月に勝浦市土地改良区が作成して、それを運用している、こういう答弁もありました。その使用規程によって適用させたのは、勝浦ダム施設に関連する1件だけでありますと、こういう答弁がありました。

もう一つは、勝浦市土地改良区の所有、または権限事項である水路、農道、その他土地改良区の施設、これに対する管理運営については、任意の団体である土地改良組合に管理運営を委託してであると、こういう答弁もありました。その上に立って聞きますが、排水路利用料金のお願について、土地改良事業の相乗的効果として、地域生活環境の改善のために、去る6月5日の総会の決議により、このたび利用者の皆さんに応分のご負担をお願いすることになりましたので、ご協力方のほどよろしくお願しますということですね。要するに、土地改良組合の地域に関連するところに住居を構える人については、応分の負担金をもらいたい、排水路利用料金をもらいたいということですね。海老の山地区の扶葉建設30万、6区画。不二通信15万、道路分含む。南山田地区、勝浦土地、20万、6区画。1利用者当たり3万円。1事業者当たり5万円。支払方法、平成11年12月末、3回分割払い。支払先、土地改良組合長宅、南山田333番地、だれのだれべえと、こうなってますけどね。これは、恐らく支払先が土地改良組合長宅だから、土地改良組合でやったことだと思うのだが、この利用料金として土地改良組合が設定したことについて、施設の管理運営を委託した勝浦市土地改良区は、これを知っていたのか、いなかったのか。知っていたとすれば、それに対してどういうアクションを起こしたのかという点について、2度目にお答え

をいただきたい。それが1つ。

その上に立って、このことは正当な行為なのか、あるいはそうでないのか、このことについて見解を求めたい。その上に立って、先ほど答弁の中では、そういうトラブルは、それこそさっき前段者の八代議員から、団塊の世代を勝浦市に迎え入れて、定着人口をふやすということは大事な仕事だと、こう言ってましたが、まさに私も同感であります。そういう点で、せっかく土地を求めて勝浦市に移住してきた人たちが、水路を使うから3万円よこせ、あるいは5万円よこせと言われたのでは、せっかくの勝浦市のイメージが壊れてしまうわけであって、単にこれは南山田地区土地改良区の問題にとどまらないと私は思います。たまたま今、例に出したのですけれども、これを云々しているわけではありません。これからも起こるであろう、あるいは過去にも起こったであろう、私、過去の話も聞いてますが、そういう点について、市がやはり、これは指導、被指導の関係にはないかもしれないけれども、やはり対等・平等であるならば、改良区が改良組合に管理運営を委託してあるならば、話し合いを詰めて、合理的な、合法的な、そういう対処の仕方を今後とっていくような、そういう調停なり調整をぜひ図ってってもらいたいというふうに思うのだが、その点について答弁をいただきたいと思います。

次に、市民会館・公民館問題ですが、繰り返しになってしまうけれども、3月段階では、市は改修という方向を、少なくとも部内では、そういう方向に決断したのでしょうか。議事録から見たって当然そうです。その上に立って、議会でいろいろな議論が出たというのは、では、駅裏に建てるという仮称勝浦市文化会館建設計画検討委員会の結論とか、そういうものの手続上、後手に回ったけれども、とりあえずは部内としてはそういう改修の結論を出したと。後追いになるけれども、そういう手続上の問題を一つ一つクリアしていった改修の方向で進めたいと。これが3月段階での市の結論ですよ、少なくとも。そして今回、午前中に前段者に対して、今度は、最初に昭和42年ですか、市民会館を建てた経緯もあって、議会とか、市民代表とか、それらで建設委員会をつくって、そこで論議してもらって建てていきたいのだと、こういう答弁があった。私にもそういう答弁があった。ということは、改修という方向はやめたということでしょう、平たく言えば。やめたのではないのですか。はっきりした方がいいですよ。今ここでそれを言ってしまうと、また手続上、ほかの委員会とか何とかに諮って、公運審とか、社会教育委員会議とか、あるいはその他の関連するところと協議が整ってないから、そうは言えませんというかもしれないけれども、しかし、少なくとも3月段階では改修という方向で、それを言ってしまったのだから。それを変えるということを今ここで言ったって、別に一向に差し支えない。執行部としては、藤平市長としては、言ったけれども、そういう方向を変えたいのだと。

つまり、それは何かというと、耐震構造に直して、外壁はがして塗りかえるだけでは、幾ら何でもそれでは使い道にならないよと。よくよく考えてみたら、やはり中身も、空調その他も変えていかなければならないと。岡設計と相談してみたら、3億円で改修したって、そのまま出っ放しではとても使えないのではないのでしょうか。仮に改修しても、耐用年数は20年というけれども、まあ10年から20年ですよと、こういう話ではないのですか。それで、8億5,000万円かかってしまうわけでしょう。8億5,000万円と1億円だから、9億5,000万円、公民館と合わせてね。大まかに言って10億。そうすると、今度、公民館も何も補助金ないのだから、その設計によっては、公民館も含む市民会館を、それこそ身の丈に合った、私に言わせれば400人くらいでいいと思うのですけど、400～500人、立ち見入れて500～600人という小規模のを計算してみれば、

恐らく新築で10億ぐらいでいってしまうだろうと。10億の金ということになれば、10年先、20年先に建てますよという話ではないですよ、勝浦市の財政状況から見て。そうなってくると、そこに展望が出てくるし、同じ10億かけて、改修で耐用年数が10年から20年というよりも、新築して耐用年数が50年から60年、払う金は同じだということなら、当然進むべき道は明らかではないですか。そういう意味で、飛びついて、食らいついて、3億円でやれるということを書いてしまったというのは、それはそれでいいですから、そういうことはなしにして、潔く、それはもうやめましたと、そういうことで新たな方向に進むべきだろうというふうに思うのだが、その点について、再度答弁を求めたい。

最後の合併問題ですが、市長の基本的スタンスはわかりました。何度も聞いて申しわけないけれども、確固たる立場というのはわかりましたので、それ以上、市長に対して答弁は求めません。ただ、事務方段階で、そうは言っても、県の方では、何とかしてそれを続けていきたいという意思がありあります。そういう点で、2市2町の事務方レベルの調査研究会を引き続き持ってもらいたいという要請にこたえて、それはやるという方向があるらしいけれども、それについて答弁を求めたい。担当からで結構です。以上です。

○議長（末吉定夫君）答弁を求めます。最初に、藤平税務課長。

○税務課長（藤平光雄君）お答えいたします。まず1点目の増税についての認識の問題でございますけれども、今回の税制改正によりまして、所得税・住民税の絡み、また、定率減税の廃止に伴いまして、納税者からしてみれば増額となるということで、私の方も実質増税というふうに認識しております。

次に、2点目の、広報かつうらへの掲載の記事の件でございますけれども、6月に掲載しました記事につきましては、明確に納税者に対する金額的な内容、これが載せてございませんでした。これにつきまして、次の広報、なるべく早い段階に、例えば1月に載せたようなモデルケースを参考にいたしまして、このような方の場合にはこういうふうに税額負担が変わるという記事を掲載したいと思います。以上です。

○議長（末吉定夫君）次に、関市民課長。

○市民課長（関 利幸君）お答えいたします。5点ほどございますので、1点目から。まず、1点目の繰越金の関係でございますけれども、この繰越金の出た経緯ということでございますが、歳出で療養給付費の伸びが予測を下回りまして、その結果、不用額が1億3,700万円見込まれております。また、共同事業拠出金で約860万円、予備費で500万円見込まれまして、その他、諸々も含めて総額で1億5,560万円という形になります。それと、歳入の方でございますけれども、療養給付費の伸びが要するに低かったために、まず国庫支出金で約1,680万円、療養給付費等交付金で約1,540万円予算を下回りました。また、国民健康保険税におきましても、約3,400万円予算を下回っているという状況にございます。ただ、共同事業交付金におきまして4,297万円の増加、また、前年度の繰越金7,070万円の予算留保がございましたので、それを合計いたしまして約4,470万円、両方足しますと約2億円という状況にございます。

それで、2月の運営協議会のときの8,000万円という数字でございますが、このときには前年度繰越金が留保で7,000万円ございましたので、また、予算が執行している段階でございますが、予備費につきましては、もう2月ぐらいになりますと、使用の見込みというのもほとんどないと考えますので、そういうものを諸々に見込みまして8,000万円という数字が出たのではないかと

考えます。

それと、当時の療養給付費の状況でございますけれども、後半に一般被保険者の療養給付費が上がっておりまして、そういう関係から、担当の方では、予算の執行上、そういうものも見込んで、療養給付費がここまでまさか予算の残として残るとは考えなかったものと考えます。

2点目の繰越金の活用でございますけれども、現在、税務課におきまして取りまとめ中でございます。したがって、所得の確定を待ちまして、また、午前中、水野議員からも指摘がございましたけれども、数値の精査をもっとしてくれということでございますので、数値の精査も含めまして検討してまいりたいと考えます。

それと、3点目の資格証、これは乳幼児医療該当者の関係でございますけれども、この関係につきましましては、国保証を交付する方向で承知いたしております。あとは、入院されている方の世帯の関係でございますけれども、こういう方々に対しまして、お話をいたしまして、納税への理解、また、その家庭の実情等を総合的に勘案いたしまして、短期保険証等を発行しております。現に私も1件、そのような事例に該当いたしまして、短期保険証を交付金いたしました。1日ちょっとおくれましたが、納付に赴いていただきまして約束を果たしていただいたという事例もございます。

それと、最後に、いすみ市の要綱の関係なのですが、私、事務レベルでございますけれども、いすみ市の方に確認いたしましたところ、特別の事情として、従来規定していたものの中から、個々具体的な事例として取り出して規定をしたというような形で伺っております。したがって、基本的に資格証を発行しないという姿勢ではないと。これはあくまでも事務レベルでございますので、いすみ市の市長さんがどのようにお考えになっているか、私はわかりませんが、事務レベルではそのように伺っております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君）次に、黒川清掃センター所長。

○清掃センター所長（黒川義治君）それでは、廃棄物処理手数料関係のご質問についてお答えをいたします。現時点におけるごみ処理の実態と、情報公開の場を設け、説明する機会とし、市民の理解を求めてまいる考えでございます。また、ここ数年、可燃ごみが減らないということ、その実態といたしましては、紙、雑誌類の混入が多いことを踏まえ、これらの分別の徹底をさらにお願ひし、資源化に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君）次に、藤江農林水産課長。

○農林水産課長（藤江信義君）お答え申し上げます。1点目の漁業の関係で、原油の高騰の関係の問題でございますが、確かに議員おっしゃられるとおり、勝浦、あるいは新勝浦漁業協同組合、両方合わせた漁獲量の数字から申し上げますと、原油が高騰前の平成15年当時が、両方の組合合わせましてカツオが約5億1,200万円ございました。これが平成18年度に約3億5,300万円、約1億5,800万円ほどカツオの水揚げが落ちております。また、イカにつきましても、平成15年度が約1億5,100万円ございました。18年度が約3,500万円、約1億1,500万円ほど減少していると。その一方で、キンメが平成15年に約5億900万円だったものが、18年度には8億6,700万円ということで、3億5,700万円増加している。あと、マグロ類が平成15年度に2,900万円ぐらいだったものが、平成18年度に2億900万円ということで、大幅に伸びております。ただ、漁業の場合は、漁獲量というものは毎年大きく変動いたしますので、現在、多くとれておるからといって安閑とできる状態でもございませんし、現在の燃油が今後引き下がってくればいいので

すけれども、どういう状況になるのかも、今後、十分注意をしなければならない問題だと思っております。したがって、先ほど市長が申し上げました利子補給制度も含めまして、また、巻き網の問題等、非常に資源の枯渇の問題等もございますので、今後、漁業協同組合と、漁業者の経営安定化につきまして、十分協議、あるいは分析をしたいというふうに考えております。

次に、２点目の土地改良の問題でございますけれども、先ほど議員から説明のありました排水路利用料金のお願ひに關しての問題でございますけれども、これは平成11年当時の土地改良事業組合の組合長の名前で出されたものでございまして、その状況を把握したのは昨年、平成18年でございます。昨年、その当時の組合長に聞き取り調査を行い、あるいは役員等からも聞き取り調査を行った上で、内容につきまして、いろいろ調査をしておったところでございます。当時の土地改良事業組合の説明では、土地改良事業で造成された施設は多額の地元負担金により整備されたものだ。また、施行後も組合員は維持管理のために1反歩当たり、一定額の、1,000円のようにすけれども、負担を行っていると。また、支線排水路維持管理のための草刈りであるとか、側溝の堆積物等の除去、あるいは修繕等、維持管理の負担は組合で行っておるのだと、そういう状況にあったと。平成11年6月に組合の総会で支線排水路に生活排水を排出する農家以外の世帯から負担金をお願いすることを議決をし、徴収をした。ただし、強制ではなく、あくまでも協力金であると。拒む者からは徴収をしていないというような説明でございました。これらを踏まえまして、市の顧問弁護士に相談をしたところ、法律的には、この土地改良事業組合の不当利得にはならないという解釈でございました。農村につきましては、地域の共同生活を行う上での地域の慣習、ならわし、ルールがございます。こういった意味で、この協力金につきましても、慣習に基づくものだという解釈もできなくはないわけでございますけれども、ただ、また、土地改良区が地域の慣習にどうこう申し上げる立場にはないわけでございますけれども、いずれにいたしましても、協力金といえども、土地改良区の管理下にある施設を名目とする農家以外に対する負担金というものは、双方の合意に基づく、それが協力金であったとしても、また、これまでの納付は別にいたしましても、今後は徴収しない方向で再検討をお願いをし、相互の話し合いをお願いしたということが現在までの経過でございます。以上です。

○議長（末吉定夫君）次に、松本教育長。

○教育長（松本昭男君）市民会館・中央公民館について、改築、あるいは改修、どちらの方向かはっきりされた方がいいのではないかとこのご質問でございましたけれども、確かに3月の議会では改修の方向で進めたいということで提案をいたしましたけれども、その後、岡設計との協議、説明を受ける中で、庁内での協議の中では、耐用年数の問題、あるいはかかる経費の問題等から考えて、改修の方向はどれも余り好ましくないのではないかなというような雰囲気になってきておるのは事実でございます。そういう中で、ご提案のありました中規模のホールの建設、あるいは午前中にご質問ありましたような、分離をして建設というような考え、改修よりも、むしろこういう方向を検討の方がよいのではないかなというふうなことになるようになってきております。結論は出ておりませんが、そういう雰囲気でありますので、今後、建設委員会を設置して検討いただくわけでありすけれども、それまでには庁内でさらに検討を深めて、方向性を出していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君）次に、西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君）それでは、市町村合併につきましてお答えを申し上げます。議員ご指摘

のように、市町村合併、県の意向といたしましては、合併の推進構想に沿った地域の関係課長による合併推進のための会議を立ち上げてほしいという旨の話が確かにございました。ただ、2市2町の総務課長会議におきまして、各市町とも今の時点では、合併に向けての会議となると、いわゆる2市2町の首長の考え、あるいは対住民、あるいは対議会との関係から反対の意見が多く出されまして、結果的には合併に限定せずに、広域行政とか、あるいは地域的な問題等について、あくまで事務レベルでの勉強会を今後も開催していくということになったわけでございます。以上です。

○議長（末吉定夫君）ほかに質問はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君）国保ですが、今の段階では、税引き下げのために具体的な額は示せない。

しかし、7,000万円の繰り越しの段階で、私が提起した段階でも検討はすると言っていたのだから、いわんや2億も繰り越しが出るのだから、私に言わせれば、少なくとも半分とさっき言いましたけれども、今それを何度言っても、うんとは言わないでしょうけれども、とにかく相当額を入れるという立場で市長はいるのか。その点について、最後ですので、市長の答弁を求めたい。これは2年前の実績ですが、去年とほぼ同じですけれども、千葉県下の56市町村のうち、1人当たりの調定額の第1位が茂原市、10万4,690円、第2位が勝浦市、9万7,949円。郡市内の状況を見ると、56市町村のうち、一番少ない方から2番目に大多喜町が6万7,684円、そして一番少ない方から5番目にいすみ市が7万3,912円、こうなっているわけですね。1世帯あたりを見てもほぼ同じような状況にあります。なぜ同じ郡市内で、1世帯あたり見ると、勝浦市が8位、19万9,013円、大多喜町が56番中55位で14万3,000円、御宿町が14万7,000円、いすみ市が15万1,000円で、しりから5番目ぐらい。これを見たときに、56市町村の中で、勝浦だけがこの地域において1番、2番を争い、ほかの1市2町が下というのは、皮肉なものだと思うのだけれども、これでは、やれ近隣から比べてと言われても仕方がない。私はそういう意味で、市長が本当に英断を下すべきだと。だって、財源がないわけではないのだから。英断を下すべきだと思うので、その点、最後にお聞きしたい。

ごみ問題ですが、午前中に前段者に答弁したように、最終的には答弁が、有料化については19年度はやりませんと、こう言ってましたね。20年度以降でやると、こういうふうに答弁していたが、それに間違いはないか、再度、念を押しておきたい。それにあわせて、私は、3月議会の議事録で、当時の清掃センター所長が、清掃センターとしては、ごみの有料化の前に、さらなる歳入の確保や歳出の削減に取り組まなければ市民の理解は得られないと考えています、やはりこれをぜひ十分わきまえてもらいたいわけです。

それと、それはそれでいいのだが、その後で言っているのが、ごみにすれば有料、さっきも市長が言ってましたが、リサイクルすれば無料のスタンスを考慮すれば、家庭ごみが有料となれば、必然的に分別は進むものと、このように考えています、これはどういうことですか。私は、ごみの分別収集というのは、市民の意識が高まって、ごみを単に燃してしまうのではなくて、資源として分別して出すのだよと、それを行政が啓蒙していくというのが本旨でしょう。それを、有料にすれば結果として分別が進むなんて、こんな本末転倒の理屈というのはあり得ない。私はそう思います。これは全く理屈にも何もならない暴論だというふうに思います。それに対する答弁は結構です。

それと、もう一つは、勝浦だけ無料にすれば、よそから不法投棄がふえますよと言ってまし

たが、もうとつくによそは有料にしていますよ。鴨川も有料になっているし、北の方も有料になっているのだが、どんどんふえていますか、不法に勝浦に持ち込んだ数量を把握していますかと言いたい。それはできないでしょう。あえて言えば、粗大ごみについて、今までよりはふえているということが言えるかもしれない。そういう点で、それも一つの大きな有料にする理由というふうに言っているが、理由にならない。私は、先ほど言ったように、歳入歳出も含めて取り組むのだけれども、ごみ処理問題についての啓蒙を、市民参加でごみは取り組んでいくという、そういうことを十分やっていく必要がある。そのことは意見として申し上げます。前段での上げないかという点については、はっきり答弁をいただきたい。

それから、市民会館・公民館問題では、あるときは教育長が答弁し、あるときは副市長が答弁したり、どうなっているのか。社会教育、学校教育の最高責任者である教育委員会の教育長の答弁としてはわかりました。そういう方向というのは、私は行政の市長部局の最高責任者である市長も、基本的にはそういう立場に立っているのかという点について、再度答弁を求めたいと思います。

それから、土地改良区問題では、1回目には答弁あったかもしれないけど、再質問に対して抜けていたのは、それが適当なのか、不適当なのかと、料金とることが。お願いといったって、お願いして納得ずくで払ったものが、後から、これはけしからんと出てくるはずがない。やはりそれはお願いという名の事実上の強制ではないのですか。ぽんと引っ越してきて、地域の、例えば土地改良組合の役員の方々が4、5人でござって来て、さあ、どうだと、こう言われたら、お願いという表現かもしれないけれども、それを払わなければ排水が流せないよとなったら大変だということになってしまうのではないのですか。きっぱりと、それはそれで不適当だという意思表示をしてくださいよ。行政がそれを指導していくと。指導、被指導の関係にないかもしれないけど、管理運営を任せているのですから。任す上ではやはり適切な管理運営をしてくれと、こういうことはやれるわけですから。その辺、もう一回ははっきり答弁をお願いしたい。以上で終わります。

○議長（末吉定夫君）答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君）保険料の問題については、再三お答えしているとおりで、本決算以後においてどのようにするか、それは私たちが腹を決めて対応したい、そう考えております。

それと、市民会館の件については、教育長と全く同じでございます。選択肢もある中で、市民に負担のかからない、そして有効な建造物であるような方策を選んで、手続的にもおくれをとらないように、段階を経てやっていきたい、そう思っております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君）次に、黒川清掃センター所長。

○清掃センター所長（黒川義治君）実施期間の問題でございますが、十分な準備期間、それから周知期間等を考えると、19年度中の実施は無理であるというふうなスケジュールを立てましたので、20年度以降の実施という考えで今のところ進んでおります。以上です。

○議長（末吉定夫君）次に、藤江農林水産課長。

○農林水産課長（藤江信義君）土地改良区の問題でございしますが、先ほども申し上げました地域の慣習というのは、基本的には土地改良区が関与すべき事項ではないというふうに考えています。ただ、協力金といえども、土地改良区の管理下にある施設、こういうものを名目とする、農家以外の方に対する負担というものは、違法ではないけれども、適当ではないという解釈は持

っております。今後は徴収しない方向で再検討をお願いをしておるところでございます。
以上です。

○議長（末吉定夫君） 3時15分まで休憩します。

午後3時05分 休憩

午後3時15分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、土屋 元議員の登壇を許します。土屋 元議員。

〔1番 土屋 元君登壇〕

○1番（土屋 元君） 私は、通告いたしました項目、第1に行政改革の実施状況について、第2といたしまして地域活性化策について質問し、答弁を求めたいと思います。

まず、行政改革の実施状況についてであります。皆様ご承知のように、昨年の平成18年度より勝浦市後期総合計画がスタートしました。後期総合計画の策定に当たり、平成17年10月に勝浦市財政健全化計画、同年12月に勝浦市行政改革大綱2005がそれぞれ策定されましたことはご承知のとおりであります。総合計画の施策を、効率的な行財政と、市民が主人公のまちづくりによって推進していこうとするものであります。

行政改革への勝浦市の取り組みは、昭和61年より継続的に、また積極的に取り組まれてこられたものと推察いたしておりますが、勝浦市の財政状況が今後より一層深刻な状態に追い込まれる状況に対応し、多岐にわたる行政ニーズに即応しつつ、行財政の総点検を行い、将来に耐え得る行政改革を行うための指針として行政改革大綱2005が位置づけされ、後期総合計画の確実な推進の原動力を担われているものと強く確信するものであります。

行政改革実施計画によれば、62の計画事項を掲げ、どの計画事項も重要であり、年度ごとの確かな計画実施を強く望むものであります。そこで、今回は62計画事項の中から9つの計画事項についてお尋ねいたします。

まず1点目は、行政評価制度の導入についてであります。事務事業の見直しや行政課題を明確にする手段として、一刻も早い導入が望まれております。計画によれば、平成18年度、評価手法の検討を図り本格導入とありますが、今現在、どのような状況であるのか、お尋ねいたします。

2点目といたしまして、職員提案制度の活用についてであります。各種事務事業について、用紙または庁内メールを活用した職員の多彩な発想の採用を促進すると、この目的にありますが、今現在、どのような状況で活用が促進されているのかをお尋ねいたします。

3点目、1係1改善の推進についてであります。この大きな目的は、事務のマンネリ化を防ぎ、効率的な行政の推進を図るとありますが、今現在、どのような状況であるのかをお尋ねいたします。

4点目、公の施設の見直し及び指定管理者制度の導入についてであります。現存の指定管理者制度の見直しと、新たに指定管理者制度導入可能な施設及び時期等について検討すると、その目的にありますが、今現在はどのような取り組み状況かお知らせください。

5点目、市民への行政情報の積極的開示についてであります。行政情報を可能な限り数値等であらわし、理解しやすく市民へ情報を開示する、公表内容の充実を図るとありますが、どのようにそれに対して取り組んでおられるのかをお尋ねいたします。

6 点目、パブリックコメント手続制度の活用についてであります。地方公共団体の意思決定に係る住民等への説明責任や、透明性の向上を図るため、パブリックコメント手続制度の活用を検討するとありますが、今現在、その取り組み状況についてお聞かせください。

7 点目、職員の自己申告制の活用についてであります。この目的は、個人の能力を最大限生かすために、意欲を引き出す人材育成と適材適所への配慮も考慮できる自己申告制を活用すると、その目的にあります。今現在、これについてもどのように取り組まれているのかをお尋ねいたします。

8 点目、公共工事等の入札・契約についてであります。その目的で、随意契約を減らし、入札による実施を増加させ、経費の削減を図る、また、随意契約実施に係るガイドラインを整備するとありますが、その状況についてお聞かせください。

最後に、9 点目で、財務諸表の公表についてお尋ねいたします。財務諸表を公表し、本市の状況を周知するとともに、市民との情報の共有化を図るとありますが、具体的にはどのような共有化を図られるのかお尋ねいたします。

次に、質問事項第 2 の地域活性化策についてお尋ねいたします。藤平市長は、本年 2 月に行われました市長選挙の公約の 1 つに、地域活性化対策として、産業の振興を図りながら、活力あるまちづくりを推進します。その具体的重点施策として、1 点目は、各種イベントの充実などによる観光客の誘致、2 点目で、浜行川地区の民間施設ウェルネスタウン行川の早期着工への働きかけを掲げられましたことは記憶に新しいところであります。

同じく 4 月に行われました勝浦市議会議員選挙に際し、私を含めた同僚議員の多くの方々が、活力あるまちづくりの実現のために、それぞれの公約を掲げられました。観光の新しい目玉づくり、漁業ブランドの全国展開、地場産業の活力アップ、体験型観光開発、地産地消、農業、漁業の基盤改善と強化、農産物の生産性アップ、休耕地の活用、水産資源付加価値事業の創出、農・海産物のブランド化、地域に根づいた産業開発、既存イベントの活用、イベントのさらなる発展、地域イベントの創造、レクリエーション施設の整備、地域資源の活用、イベントの P R 強化、スポーツ・武道の振興、潤い・安らぎの観光地づくり、市民スポーツの振興、道の駅物産会館の誘致、市の花あじさいの植栽観光化、郷土芸能・文化の掘り起こし、文化会館の早期建設、市内全域の活性化などであります。

藤平市長の公約と議員諸兄の公約の施策は、まちの活性化の実現の目的において共通であり、それぞれの立場を理解しつつ、お互いが切磋琢磨して取り組めば、勝浦市の明るい将来の展望が開けてくるものと強く確信するものであります。

そこで、政府の「頑張る地方応援プログラム」への取り組み状況についてお尋ねいたします。既に十分ご承知だと存じますが、「頑張る地方応援プログラム」は、やる気のある市町村が自由に独自の施策を展開することにより魅力ある地方に生まれ変わるよう、地方独自のプロジェクトをみずから考え、前向きに取り組む地方公共団体に対して、地方交付税などの上乗せ配分による支援措置を新たに講ずる施策であります。

具体的には、支援を希望する地方公共団体は、具体的な成果目標を掲げ、地域の特色を生かした独自のプロジェクトを策定し、そのプロジェクトをホームページなどで住民に公表します。総務省は、策定し公表したプロジェクトを総務省のホームページでも公表します。この公表されたプロジェクトに取り組むための経費について、単年度 3,000 万円を限度に 3 年間、特別交付税で

支援される等であります。

プロジェクトの例として、10項目が上げられております。1、地域経営改革プロジェクト。2、地場産品発掘ブランド化プロジェクト。3、少子化対策プロジェクト。4、企業立地促進プロジェクト。5、定住促進プロジェクト。6、観光振興交流プロジェクト。7、まちなか再生プロジェクト。8、若者自立支援プロジェクト。9、安心・安全なまちづくりプロジェクト。10、環境保全プロジェクトなどであります。

募集期間は、第1次募集が本年4月10日から5月31日で終了しておりますが、第2次募集がここの8月から9月に予定されているということでもあります。このような背景の中で、地域活性化の施策を早急に検討して、積極的にこのプログラムに取り組むことが急務であり、重要と考えますが、「頑張る地方応援プログラム」への認識や取り組み状況についてお答えください。

最後の質問になりますが、改正中心市街地活性化法への取り組み状況についてお尋ねいたします。

ご承知のこととは存じますが、昨年8月に中心市街地活性化法の一部が改正されました。郊外型商業全盛の今日、全国の地方都市における中心市街地の衰退は急速に進展されております。勝浦市内の各地区の中心市街地の商業機能も年々弱体化をたどり、空き店舗がふえてきているのが現状であります。このような状況を踏まえ、抜本的解決への糸口を見出すために、この改正法の趣旨を十二分に研究し、取り組む必要があるものと考えますが、この改正法に対する今後の取り組み状況、姿勢についてお答えください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（末吉定夫君）市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君）ただいまの土屋議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、行政改革の実施状況について申し上げます。

1点目の行政改革の実施状況についてのご質問であります。まず、行政評価制度の導入については、平成18年度決算を踏まえた一次評価を各課で実施しているところであり、その結果について、二次審査を経て、本年9月を目途に市民への公表を行う予定で事務を進めているところであります。

2点目の職員提案制度の活用についてであります。残念ながら、近年、この制度を活用した職員からの提案はありません。この制度自体は意味があると考えておりますので、活用方法等について、さらに研究してまいりたいと考えております。

3点目の1係1改善の推進についてであります。61項目の改善案について、その内容について協議の上、改善効果のあるものについては実施しているところであります。

4点目の公の施設の見直し及び指定管理者制度導入についてであります。平成17年10月よりかつうら聖苑の管理運営に指定管理者制度を導入したのを初めとして、現在、6施設についてこの制度の活用を図っております。引き続き導入可能な施設について検討を加える考えであります。

5点目の市民への行政情報の積極的開示につきましては、昨年の9月議会においてもご意見をいただいております。市民が理解しやすいように、さらに心がけるとともに、公表内容の充実に努めているところであります。

6点目のパブリックコメント手続制度の活用については、17年度から検討を初め、18年度に一

部実施を目標に取り組んでまいりました。この間、千葉県のパブリックコメント制度の研究や、関連セミナーに参加するなど、検討を進めてきたところであります。昨年、行政手続法の一部が改正され、地方公共団体は命令等を定める行為に関する手続について、行政手続法の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、必要な措置を講ずるよう努力義務が課せられたため、特にその対象等を中心に、さらに検討を加えている段階であります。

7点目の職員の自己申告制の活用につきましては、平成15年度に副主査を対象に試行以来、昨年度までに、主事、主任主事、副主査、5級の係長を対象に実施いたしました。職員個々の考え方や、職務状況、職務適正を把握するとともに、適正な人事管理を行う上で最大限活用に努めております。

8点目の公共工事等の入札・契約についてであります。随意契約のうち、入札が可能なものはなるべく入札に切りかえるとともに、随意契約事務の公正性及び透明性を保持するため、本年3月に契約の特殊性や緊急性、あるいは見積書の取り扱いをより具体的に示した随意契約ガイドラインを定め、契約事務のさらなる適正化を図ったところであります。

9点目の財務諸表の公表につきましては、バランスシートや財政健全化計画を広報かつうらへ掲載するとともに、財政状況等一覧表及び市町村財政比較分析表をホームページ上に掲載し、現在の勝浦市の財政状況を市民に公表しているところであります。

次に、地域活性化策について申し上げます。

1点目の「頑張る地方応援プログラム」への取り組み状況についてであります。「頑張る地方応援プログラム」は、総務省が平成19年度から、地方独自のプロジェクトをみずから考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、地方交付税等の支援をする制度としてスタートさせたものであります。本市としても厳しい財政状況の続く中、地方交付税等の支援措置がある本制度を積極的に活用して財源の確保を図っていききたいと考え、庁内説明会を行い、プロジェクトの検討を指示しておるところであります。

2点目の改正中心市街地活性化法への取り組み状況についてであります。改正中心市街地活性化法は、平成18年8月22日に施行されており、主な改正点としては、その目的は、少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進する。

基本理念として、快適で魅力ある生活環境の形成、都市機能の集積、創造的な事業活動の促進を基本とし、地域の関係者が主体的に取り組む、それに対し、国が集中的な支援を行うこととされています。

この改正中心市街地活性化法のもとで中心市街地の再構築を図るためには、商工会、商工関係者、地権者、市等で構成する中心市街地活性化協議会を設置し、基本計画を策定した上で、市街地の整備改善や福利施設、商業活性化のための施策を実施することになります。

本市におきましても、少子高齢化、人口の減少による商店街における消費減少、市街地の衰退、空洞化という問題が起きていることは否定できない状況ですが、これまでも中心的な市街地における生活基盤となる道路、交通基盤の整備、計画的な土地利用への誘導を図るための用途地域の指定を初めとした都市計画の策定を行っているところであります。

さらには、中心市街地の活性化のための施策として、かつうらビッグひな祭り、いんべやあフェスタ勝浦などの各種イベントの開催による集客、商工会との連携による空き店舗対策や商店街

組織に対する支援等を実施してまいりました。

一方では、これまでの市の取り組みに連動する形で、平成16年度に勝浦中央商店会が設立され、伝統ある朝市と連携した事業を展開するとともに、地域商工業をアピールするための場としての、街の駅かつうら楽座を開設し、情報の発信をしております。

このような商店街の積極的な取り組みを支援するためにも、今後において改正中心市街地活性化法の趣旨を踏まえ、商工会との連携のもと、先進地事例の研究、情報把握に努め、地域の特性を生かしたまちづくりと地域の活性化を目指してまいります。

以上で土屋議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（末吉定夫君）ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○1番（土屋 元君）答弁ありがとうございます。質問が前後になりますが、まず1点目の改正中心市街地活性化法、これは平成10年にまちづくり3法等の経緯の中でできて、国がその実施状況によって大型店舗法だとかいろいろな問題があって、予算は何百億とあるのですが、計画を策定するだけで、実際にそこに本格的な投資がいかないと。国はお金があるけど、それに対して適用することが余りなかった、実効が上がらなかったという経緯を踏まえて、今回、本当にやる気のある中心街だとか行政、あるいは民間、そういったものが本格的に計画をつくって取り組むというところを選択して、国が集中してそこに支援しよう。選択と集中の、やる気のあるところにはどんどん本当に支援しようということへの改正の趣旨だと聞いております。

この改正中心市街地活性化法は、端的に言えばコンパクトなまちづくりだから、勝浦はどちらかというと地形でコンパクトになって、近隣に大型ショップがどんどんできるとか、どちらかというと集積されていて、コンパクトシティーになっていますから、その中でもこのように空き店舗が目立ってくると。茂原市みたいに大型ショップがどんどん郊外へ出て、旧そごうの、榎町通りとか何か、あちらの方でも最近、商店街の人が十五、六人ぐらいで勉強会を始めて、ことし行政側に提言したと。それは総合市民センターがもうそろそろ建てかえの時期だから、それを昔の商店街の一角に持ってきてくださいとか、公共施設を持ってきて核をつくるという、どちらかというと改正中心市街地活性化法の趣旨に沿って、そういった公共施設、あるいは病院施設の誘致等々、また、大きな区画整理の支援もできるということで取り組んで、行政側に提言したのですが、茂原市でも、商店街全体が、その地域の人たちが燃えないと、また足並みがそろわないといけないという中で、非常に厳しい回答を出されたということでもあります。

勝浦の場合、そうは言っても、コンパクトになっていますが、旧勝浦地区の商店街もそう、各地区の商店街もそうだけど、このままだと、中心市街地、中心街というものがどんどん衰退してしまうと。そこで、国のこの法を十分研究して、いい意味で研究して、将来を考える、20年、30年後を考える、もちろんこの10年も大事なのですが、考えた中で、区画整理を含めた中で研究する、そうした中でどこまで可能かと、本腰を入れるというような時期もそろそろ来ているのかなと。ただ空き店舗対策をします、駐車場問題をやります、これも大事なことですよ、目の前のことも。しかし、もっと根本的に、誘客施設をつくるとか、市営住宅まで町中へ持ってきてしまうとか、あらゆる居住のいろいろなものが今度は入っていますから、市営住宅のあり方、これも高齢化に即して、もっと町中に持ってくる、空き店舗を時には買い上げるとか、あるいは貸し出しするとか、いろいろな研究をして、コンパクトな勝浦をさらに集積することも非常に大事な視点ではないかなと。そういったことを含めて、それをぜひ検討、研究していただきたいというふ

うに思います。

次に、「頑張る地方応援プログラム」について、今、市長から、プロジェクトについて指示したということであります。先ほど10のメニューを言いましたが、具体的に勝浦、今、指示された課はどこの課で、次の第2次募集を8月、9月に予定されています。4月、5月でエントリーしている都市はホームページに公表しています。こういうふうに取り組めますよと。厳しい財政事情の中で、交付税支援措置があれば、早く総務省のホームページに載れば支援措置を受けられる。競って早目に手を出している。エントリーして、市民に公表しているということで、支援措置があるということで、市長もこれを指示しているところでもありますと言うが、もう6月、どんどん過ぎていって、8月、9月、忙しくなっていきますから、これについて、やはり具体的に、何課がどのような中で、この10の中のどういうものに向かって、プロジェクトとして、10を一つ一つ指示しているのか、あるいはその中の例えば観光振興交流プロジェクト、これについては現在やっているのだから、これについての指導とか、指示している中を具体的に教えていただければなと思います。月日はあつという間に来ると思いますので、ぜひ、その辺、もう少し細かくお教え願いたいと思います。

参考に、私はことしの1月に議員7名で東伊豆町と松崎町に行ってまいりました。行政視察ですね。東伊豆町や松崎町は観光振興と交流人口、そして定住の人たちをどうやって呼び込むかということで躍起になっていますので、どうなっているのかを調べましたら、やはりエントリーしておりました。東伊豆町はつるしびなのまちづくりのまちですが、地場産品消費拡大ブランド化プロジェクトが1つと、子育て支援少子化対策プロジェクト、そして地域の魅力発掘発信プロジェクトと3つ上げています。既存の観光だとか、そういったものとか、具体的な子育て支援、放課後云々も含めて、今、既存のいろいろなものも含めて、数値目標、成果目標さえ上げればいいわけですから、目標値を上げれば、これについてエントリーできますから、具体的に非常に簡単だという中でエントリーされています。

同じく松崎町もエントリーはされておりました。松崎町も、具体的には3つエントリーされておりまして、観光振興と交流プロジェクトという中でエントリーされております。もう既にホームページ上で公開されておりまして、そういった中で、積極的に具体的なプロジェクト名、事業概要、そして具体的な成果目標も上げてあります。成果目標がなければできません。もしこれがエントリーして成果目標を達成できなかった場合に交付税は返すのですかということですが、これはないそうですね。成果目標を上げて、頑張れ、その成果に届かなくてもお金はもらえると。勝浦も、先ほど言いました議員諸兄の地域を明るくする、いろいろな施策も踏まえて、ぜひ、この10の項目の中に議員諸兄のたくさんの公約を参考にして、反映していただきたいなど、強くそういうふうにするのですが、その辺についての具体的な取り組みをもう一度お教え願いたいと思います。

次に、行政改革の進・状況についてお聞かせ願ったわけですが、特に行政評価制度、いよいよ平成18年度の決算を踏まえて、1次審査というのですか。先ほど、9月を目途に市民に公表すると言ったのですが、議会は当然、決算の審査がありますよね。議会を通す前にもう公表されるのか。9月の議会でこういうふうにやっていますよという数値を出すのか。ちょっとよくわからないので。先ほど、市民に9月目途に公表したいということでもあります。当然、今回の行政改革大綱2005については広報で発表されておりますよね。1年たちました。だから、この62の項目、

今回は前回みたいに一覧表できめ細かく出されるかどうか、62だから出してみようということになって、今後、進・状況を例えば秋に、こういうふうに取り組んでいますということを発表しながら、その一つの目標として、行政評価制度は今こういうふうにやっていますよと、事務事業を見直すための成果、そういったことについて、基礎資料をこういうふうに掲載しましたというのであればいいですが、全体の行政改革大綱2005の2年目としての推進状況、例えばこれは秋以降のタイミングのいい時期を見計らって、まして新年度予算に対しての取り組みの前に、勝浦市の状況、情勢を踏まえて、そういうことについてきめ細かく出していただければと思います。

それから、2番目の職員提案制度の活用についてであります。意味があるというのですが、ずっと発想がないのですよね。発想の採用が職員提案制度の意義でありますから、活用も何もできないのですよね。職員からの提案がないのですから。引き続き庁内メールを活用したいということで再度上げましたよね。これについてはまだありません。行政改革大綱2005で職員の意識改革だとか、意欲向上などのための提案制度が位置づけられてまして、1件もないというのはおかしいですよ。前の議会のときに、1係1改善が60幾つも上がりましたから、であれば、職員提案制度をやめるのか、1係1改善という形でグルーピングした中で職員の意識を高めるというのか。ただ、職員提案制度の活用についてはずっと歴史的なものがあるわけですよ。行政改革を推進するために、職員一人一人の本業以外というか、自分の与えられた業務以外のことをぱっと気づきで発想してみるとか、気軽に提案できる制度、環境づくりが大分不足しているのではないかと。もし市民に、職員提案制度が何年から発令されて、ずっとあったけど、1件もありませんで出したら、市民は、何だよとなると思いますよ。やる気ないのかと。民間ではとても考えられませんよね。一人一人がいろいろなものを出されて、与えられた業務以外にも当然やらなければいけないという時期に、職員提案制度、まだ1件もありませんで出したら、市民が不信感を持つと思うのです。これは何とか、1件と言わず2件というか、あるいは制度を変えてみるのか。前に私が議会で言いましたように、報償制度ではなくなったと、いろいろな方策があるので、各市町村で。職員の意識、提案ということは非常に大事なことで、これが個人でいくのか、小グループの中で提案してくれるのかというような形も含めて、再度、発想の採用を促進するとありますけど、発想があっても採用がないわけですから、活用方法について検討するというなら、活用方法があったけど、活用については検討しますというのではないから、発想の採用ができるような状況をどのようにしたらいいかをもう一度答弁願いたいと思います。

あと、パブリックコメント手続制度の活用について、研究セミナーに参加した等々ありますが、今日の一般質問でも、前段者から、政策決定にどのように市民を巻き込むかということで、いろいろな話が出たと思うのですが、こういう手続を早目に制度として用意して、いかに市民の意見聴取をするかということについて、研究セミナーばかり参加して、後手後手でいって、今はまさに、船で言えば、1年間、こう行こうと思ったけど、いろいろな障害が出てきて、こう切らなくてはいけないという中で、行政のかじ取りが大変な時期だと思います。しかし、乗組員も含めて、市民を含めて、一緒になって難局に対応するためには、パブリックコメント手続制度を早く確立して活用されることが非常に急務だと思いますが、それについて再度お聞かせください。

あと、いろいろご答弁いただきましたが、職員のことについて、どうしてもなってしまうのですが、自己申告制の活用について、これは全員ではないということでもありますよね。職員の自己申告制、ある役職以上の人たちを対象にしてやっているわけですが、職員は役職だろうとも一般

職だろうとも、すべて個人の能力を最大限に生かしてもらわなくてははいけないわけです。全職員を対象にする自己申告制等々というものも、今後、検討できないのかどうか。職員の自己申告制については、対象者は全員出しているのかどうかということを含めて、申告制に当たっての、面接というのか、ヒアリングというのか、そういうふうに行われているのかどうか、そういうものについて、もう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。

あと、公共工事等の入札・契約について、先ほど随意契約のガイドライン、これについては本年3月につくられたとお聞かせ願いました。これについて、どういうものだからわかりませんが、このガイドラインをつくることによって、随意契約が伴う、はてなの世界というのか、ちょっと疑問視されるとか、ちょっと疑われるとかということが、あるいは公正さとか透明さというものが、このガイドラインをつくったことによって、非常にいい意味でシビアに効果を発揮するものだと思うのですが、それについて担当課長から、ガイドラインをつくりました、これをこうこのように各課を通して、そのガイドラインの徹底が図られますように、こういうふうと考えていますよということについて教えていただければと思います。

あと、最後の質問なのですが、財務諸表の公表についてお尋ねしまして、貸借対照表とか、健全化計画、いろいろなものがあつたと思います。特に市民は、勝浦市って大丈夫なのというのが多いと思うのです。公会計は単年度制で、民間企業経営とは違いますから、もちろんそれはわかるのですが、国の方も、民間経営的な行政の会計制度という中で、単年度でぶつ切りのものを連続性を持たせるとか、そういう中でいろいろ研究されているし、また、各地方公共団体にもそういったガイドラインがどんどん示されてきていると思うのですが、市民が、本当の状況というのはよくわからないという声が多いと思いますし、それについて、市民への説明責任的な公会計の充実というものについて、例えば国の施策に伴って、どのように今後準備されようとしているのかお尋ねしまして、2回目といたします。以上です。

○議長（末吉定夫君）答弁を求めます。鈴木観光商工課長。

○観光商工課長（鈴木克己君）それでは、中心市街地活性化法の取り組み状況、とりわけ勝浦市の中心市街地の考え方について答弁させていただきます。中心市街地は、勝浦の場合、古くから商業、とりわけ中小の小規模商店や、また業務系のさまざまな機能が集まって、市民の生活や娯楽、また交流の場となって、長い歴史の中で発展してきたという経緯がございます。特に勝浦市におきましては、伝統ある朝市、またカツオの水揚げ高を誇る漁港を中心としたまちが形成され、現在に至っております。

しかしながら、昨今の商業を取り巻く状況は非常に厳しいものがありまして、周辺の市町に進出をしてきている大型店舗などの影響もあり、また地域的な特性もあつて、モータリゼーションといいますか、車社会の中で、勝浦市の市街地はそれらに対応することが非常に困難な状況も背景としてあります。また、加えて人口の減少、そして少子高齢化等が相まって、中心的市街地における衰退、また空洞化という問題が起きているのも、そしてそれが深刻さを増しているのも、議員ご承知のとおり事実であります。

本来、中心市街地はそのまちの顔となるべき性格のものであると考えますが、社会構造の変革から、商店街における消費活動の減少は事実として受けとめなければなりません。まちの発展の基本は人が集うということだと考えております。そのことを基本として、年間を通じたイベントを実施しており、その成果を一過性としないうで、リピーターを迎えることも活性化の一つの策と

考えています。

今、中心市街地の活性化のための法律が施行されて、中心市街地の活性化のための諸施策に対し、国のバックアップが期待できるものでありますので、現在の市街地の状況を十分分析した上で諸施策を展開することが必要だと思います。そのためには、商工業関係者をリードする商工会を中心としたまちづくりを考えていかなければならないものと思います。今後においては、活力ある商店街、朝市に活気を取り戻すためにも、商工会を初め、関係機関、また市行政各課と十分協議できる場を確保する、そして適切な誘導を図るための施策展開を考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（末吉定夫君）次に、滝本企画課長。

○企画課長（滝本幸三君）お答えいたします。初めに、「頑張る地方応援プログラム」の件についてお答えいたします。市としては、厳しい財政状況の続く中、本制度を積極的に活用して財源の確保を図っていく考えであります。この件につきましては、本年4月9日付で県より第1次募集の紹介がございました。この第1次募集につきましては、4月21日が期限ということで、時間的余裕もない中で、全課にこの通知をお配りして提案をお願いしたわけではありますが、この中で、5課から17事業の提案があったわけではありますが、時間のなかった中で、提案事業の事業費精査が未検討ということもありまして、第1次のプロジェクトとして事業化には至らなかったという経緯がございます。このことから、8月以降の第2次募集ということで、現在、全課にお願いをし、また説明会を開催し、特にその課ではなくても、課を超えて、勝浦市にとって意義ある提案であれば何でも出してくれというような形で説明会を行い、この提出を6月29日ということで、現在、各課で検討中ということでございます。

次に、行政評価の件についてお答えいたします。現在、第1次評価ということで、6月8日に1次評価の記入をしていただき、提出していただいたものを企画課で取りまとめて、現在、企画課で1次審査ということで行っております。この整理を行った上で、7月ごろに2次審査ということで審査を行い、その結果を、あくまでも予定ということで、9月の下旬になるかもしれませんが、結果公表ということで、現在、スケジュールを組んでおるところでございます。以上です。

○議長（末吉定夫君）次に、西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君）それでは、行革の中の3点についてお答えをいたします。まず、職員の提案制度の活用のご覧ですが、たしか昨年の9月議会でも土屋議員の方からいろいろご意見をいただきました。当時、従来の紙ベースに加えて、メールでの提案も可能にしたいというお話をさせていただきました。現実問題として、この3月までには、それに対する提案はございませんでした。この6月ですが、先週ようやく1人1台パソコンの配備が終了いたしました。それを活用しての提案はこれからも期待しておるところであります。ただ、ご指摘のように、確かにこの数年ございませんので、従来のやり方だけではいかなものかという内部の検討は進めております。議員ご指摘のように、もう一つの方の1係1改善関係では60項目を超えるような改善案が出されました。手法は違えども、一つの事務事業の見直しの中では、選択肢は幾つかあった方がいいのかなというような気がいたしております。

それらの反省を踏まえまして、実は、3月までございませんでしたので、今、試行的に、今回、パソコン1人1台が配備されましたので、従来のフリーの提案制度にかえまして、総務課の方で

テーマを設定した上での試験的な提案制度の活用について検討、試行いたします。具体的に今回、試行的なものは、たまたま1人1台パソコンが配備されましたので、その中で、この1週間の中に起きた、いわゆる迷惑メールの撃退方法の関係が、職員からいろいろ問題が出されましたので、それらの対応につきまして、職員の提案制度を活用した上での募集を試験的行いましたところ、何件か提案関係がございました。私どもは、一つの選択肢として、事務事業の見直しを図る上で、職員の提案制度の活用については意味があるものというふうに考えておりますので、今後、これらの試行を踏まえまして、テーマを定めたり、あるいは期間を決めての募集を行ったり、方法等にさらに検討を加えた上で提案制度の活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、パブリックコメントの関係であります。議員ご指摘のように、今日の一般質問でも、ごみの問題、あるいは市民会館の問題、国保の問題等、いろいろ重要な問題が指摘をされました。パブリックコメントについては、ご指摘のように、現在の行政手続法では、地方公共団体につきましては、あくまで改正行政手続法の趣旨に沿った措置を講ずる努力義務になっております。ただ、これからの時代、いわゆる透明性の問題とか、住民参加とか、住民の意見の周知とか、そういうものから考えますと、パブリックコメントの重要性はますますその意味を深めているというふうに考えております。

実は、市でも18年度に、セミナー等に出ただけではなくて、実際に検討いたしました。実は、勝浦市パブリックコメントの手続要綱案も現時点できておりますが、先ほど申しましたように、行政手続法の一部改正等がございましたので、再度、要綱関係を見直そうというふうに考えております。一番問題となっているのがその対象であります。すべてパブリックコメントを活用すればいいというものではないと思っておりますが、例えば総合計画の関係とか、あるいはすべての条例、いわゆる住民に義務を課す、あるいは権利を制限するような条例関係はすべてパブリックコメントを対象としているかどうか。あるいはその期間の問題。審議会とか、あるいは議会との関係とか、いろいろ問題ございますので、さらに検討を加えた上でパブリックコメントの活用に向けてまいりたいというふうに考えております。

それから、自己申告の関係でございますが、毎年ある職種を決めて行ってきました。約260名職員がいるわけですが、毎年毎年、同じような自己申告制度を行うのはいかなものかというふうに思っております。自己申告制度の関係は、内容が非常に細かな申告書になっておりまして、すべてで30項目ぐらいの記入関係をしていただくものになっております。ですので、1人の職員について、単年度で考えが変わることはあるかも知れませんが、基本的には、職務の状況とか、職務適正とか、あるいは能力の関係とか、異動の希望とか、健康、資格等々、十分な項目がございますので、それらの自己申告書をもとに適正な職員管理に努めているという状況でございます。以上です。

○議長（末吉定夫君）次に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君）それでは、まず1点目の随意契約ガイドラインにつきましてお答えを申し上げます。ことしの3月に随意契約ガイドラインを策定いたしました。これまでは平成15年9月に契約事務の手引ということで、これを策定いたしまして、各課の職員に説明をし、これに基づきまして契約事務をしておったわけですが、昨今、談合が全国で問題になっておりますので、より適正な随意契約をすべきだということで、このガイドラインを策定した次第でございます。ご存じのように、随意契約につきましては、地方自治法、または地方自治法施行令で、どう

いった場合に随意契約ができるかというのは決まっております。従来のガイドラインですと、条文の解釈等で済ませておったのですが、より踏み込んで、具体的にガイドラインを制定したものでございます。例えば例を申し上げますと、財務規則等にもうたっておりますけども、まず、随契約ができる場合の金額的な設定の分類ごとの具体例、また見積書を徴する方法、それらを具体的に規定いたしまして、3月に各課の職員に説明会を開きまして、この4月1日から実施をしているということです。なるべく随意契約を減らして競争入札にできるものから切りかえていくという方向性も兼ねておりますので、今後の事務についても、これに従って実施してまいりたいと考えております。

2点目の財務諸表の公表ということでございますけども、現在、市では、バランスシート、あるいは市町村財政比較分析表等を広報、あるいはホームページ等で公表しておりますけども、国の方で、現在、地方公共団体の財政の健全化に関する法律案を審議されております。いわゆる夕張市の破綻問題から発しまして、早目に各市町村の財政状況を分析して住民に公表して、第2の夕張市をつくらないということが発端というふうに伺っております。この内容につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率、これら4表を公表するということが言われております。これにつきましては、平成20年度決算から公表されるということで、現在、国の方で細かい内容を詰めておるとは思いますけども、それらの内容がわかり次第、勝浦市におきましても、国の指針に沿って、従来の分析表を含めまして、これらを公表してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君）ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○1番（土屋 元君）それでは、3回目でございます。頭から行きますが、行政評価制度の導入については、何件を対象にしたのか、行政評価の対象項目というものをお聞かせ願いたい。行政評価シートだとか、そういう形だと思うのですが、シート数というのですか、対象事業数、これを参考に教えていただきたい。どちらにしても、行政評価で今後、成果はどうだと。当然それによって、この事業は有効であり、次年度以降も継続、見直し、廃止、規模縮小、あるいはやり方の変更だとか、いろいろなものがあるかと思いますが、今回、18年度決算を踏まえて、平成19年度以降の予算反映及び今後の勝浦市の行政運営に対して大変な制度になるというふうに思うのですが、その取り組みについて、もう一度担当課長からお聞かせ願いたいと思います。

それから、職員提案制度について、課長から答弁がありまして、1人1台パソコンを配備したと。フリーだと何も上がってこないから、テーマ設定したら、迷惑メールをどのようにブロックしたらいいかという試行をやったら何件かの提案があったという形ではありますが、今後、そういうテーマ設定も踏まえて、とにかく職員がフリーに、ざっくばらんに提案をしてくれるような環境に努力しますよということで、これについては期待をするというようなことで、これは答弁は結構であります。どちらにしても上げた以上は、何かしらの成果を上げないと、1つでも上がってれば本腰になるわけですよ。ゼロというのはやはりないものですから、そういったものを踏まえてやっていただきたいということで、これは期待ということで終わりにします。

それから、先ほどのパブリックコメント手続制度の活用ということの中で、要綱案はできているけど、具体的には対象項目も、ただ全部ではないですよと、もちろんそれはわかっています。わかっていますが、市長が言う、市民が主人公ということの、市民が希望するまちづくりというのですから、基本的には全対象が市民の要望をお聞きする機会をいかに一生懸命つくるかという

ことは、今日の前段者からもしろいろな意見があつて、そういったものをより確かな制度としてパブリックコメント手続の対象項目を広げると、勝浦市は。さすが市民が主人公のまちだな、これだけパブリックコメント手続対象項目を広げているよと、他の市に見本になるような、そして市民の声を引き上げるということは、市民に対する、勝浦市の現状とか、理解をするチャンスにもなるわけですから、そう固くならずやっていただきたいと思いますので、これについてももう一度お聞きいたします。

職員の自己申告制の活用について、先ほど課長から、毎年全員やらないよというような形で、わかりました。実は、個人の能力を最大限生かすというのは、30項目出しますよね。それについて、当然、1人で出したものを離れたところで上司が見るわけではないし、先ほどお答えなかったけど、申告用紙に対して面接があるわけでしょう。なくて、ただ、はい、わかりましたよと一方的にもらうだけで、上司はそれを見るだけで、当人との話し合いとか、実際はスキルを合わせてスキルアップするという中で、職員が悩んでいることとか理解していないことを30項目の中で考えていただいて、それに対して上司もいろいろなアドバイス、その機会が大事なのですね。だから、2年に一遍よりは、1年に一遍は全職員がやってくれた方が効果があるのです。細かい30項目は、どんなことであろうとも、それに対する職員の意識、定義、あるいは問題意識がそこに反映され、それに対して、藤平市長の勝浦市政の一翼を担うために、課長や上司がどのように職員とのコミュニケーションをとり合うかということが、自己申告制度の中の最大の効果だということなので、もう一遍聞きますが、面接することが一番大事なことになるので、それについて面接されているかどうか、一方的に報告スタイルだけになっているのかをお聞かせ願いたいと思います。

あと、「頑張る地方応援プログラム」、先ほど、4月、5月の応募については、提案されてましたけど、結局まとめられなかったということですよね。5課から17事業上がったけど、第1次募集には間に合わなかった。今月の29日締め切りで、全課から答申を受けるということですが、これ、全課対象になって、全課が考えなさいよということの中で、既存の事業の、平成19年度の各施策の中の成果目標を上げるというのが一番のポイントだということであつて、これは成果目標やつて、努力目標、これさえ上げればオーケーなのですから、相当な対象として上げることができるのだと思いますので、上がったけど、やらなかったということにならないように、第2次募集でぜひ応募していただきたい。これについては、その覚悟をもう一度お聞かせ願いたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（末吉定夫君）答弁を求めます。滝本企画課長。

○企画課長（滝本幸三君）それでは、行政評価についてお答えいたします。提出の事業につきましては、第3次実施計画に計上されている事業について、各係、5事業を基本に提出していただいております。評価結果の中には、重点的に継続、継続、縮小検討、休止・廃止を検討、5として他事業との統合検討、6として完了の6種類に分類して、今後の方向性を出すようにしておりますので、その評価結果に基づきまして担当課で検討結果を踏まえた予算要求を行えるようになるというようなことでございます。

それから、「頑張る地方応援プログラム」の件につきましては、繰り返しになりますけれども、6月29日、第2次募集の締め切りということで各課をお願いをしております。これは先ほど申し上げておりますように、財政が厳しい中、この獲得に向けて、ぜひ応募したいということでございます。以上です。

○議長（末吉定夫君）次に、西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君）パブリックコメントの関係ではありますが、対象となる計画条例案等については、今後、どれを対象とするのかの拡大というようなことを踏まえまして検討してまいりたいというふうに考えます。

それから、自己申告制度の関係ではありますが、勝浦市の自己申告につきましては、人材育成と適材適所の配置を基本にしております。自己申告の内容等に応じまして、必要に応じて面接を行っているという状況であります。以上です。

○議長（末吉定夫君）これをもって一般質問を終結いたします。

散 会

○議長（末吉定夫君）以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。

明6月14日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時25分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問